

2022.7.18

学習会「個人情報保護条例改悪にいかに抗するか先行事例をもとに考える」 配布資料

もくじ

- ◆森田明さんレジュメ「個人情報保護条例改悪にいかに抗するか～先行事例をもとに対抗策を検討する学習会」
- ◆森田明さん別紙資料「個人情報保護条例の行方～ガイドライン、個人情報保護法 Q&A と地方公共団体の動向」
- ◆基本資料「個人情報保護条例「国基準化」法・ガイドライン・Q&A等抜粋」
- ◆漢人あきこ東京都議「【調査報告】個人情報保護法改正を受けた東京都62区市町村の対応と東京都個人情報保護条例」
- ◆奥山たえこ杉並区議「杉並区における答弁の推移、審議会での（条例改正の）審査、対処方法について」
- ◆原田富弘さん「東京都世田谷区における個人情報保護条例改正の検討」
- ◆館野公一さん「国立市における新たな個人情報保護制度に関する陳情」
- ◆藤代政夫さん「私たち市民が作った条例がなくなる?? 千葉県鎌ヶ谷市への申し入れと回答」

森田明さんレジュメ

個人情報保護条例改悪にいかに抗するか

～先行事例をもとに対抗策を検討する学習会

個人情報保護条例改悪にいかに対抗するか～先行事例をもとに対抗策を検討する学習会

2022. 7. 18 弁護士 森田明

1 個人情報保護条例が個人情報保護制度をリードした

1970年代半ば 地方公共団体(国立市、春日市など主に市・町)で個人情報保護条例制定
電算機導入が契機→総合的な保護制度へ

1980年9月 OECD(経済協力開発機構)理事会勧告の8原則

1981年7月 行政管理庁・プライバシー保護研究会(座長加藤一郎東大教授(当時))報告書、「5原則」を提案→その後の個人情報保護条例に影響

1986年12月 総務庁・行政機関における個人情報の保護に関する研究会(座長林修三元内閣法制局長官)の意見→国の法制化に影響

1988年12月 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律(旧行政機関個人情報保護法→旧行個法)成立

1990年3月 神奈川県個人情報保護条例制定(都道府県で初)→全国に条例化進む

*旧行個法と当時の個人情報保護条例の主な相違点

	旧行政機関法	神奈川県条例	藤沢市条例
制定時期	昭和63年(1988年)	平成2年(1990年)	昭和62年(1987年)
対象	行政機関のみ 電算情報のみ	議会も対象 マニュアル(紙)情報も含む	議会も対象 マニュアル(紙)情報も含む
登録・公表	個人情報ファイル簿	個人情報事務登録簿	個人情報取扱業務の届出、登録
要配慮個人情報	なし	センシティブ情報の取扱制限	センシティブ情報の取扱制限
本人外収集の制限	なし	あり	あり
オンライン結合の制限	なし	あり	あり
開示請求権	あり。教育、医療、刑事事件等は対象外	あり	あり
訂正請求権	「訂正の申出」	あり	あり
削除請求権		あり(訂正請求に含める)	あり(独自の規定あり)
利用停止請求権	なし	「是正の申出」	中止等請求権
第三者機関	なし	個人情報保護審査会 個人情報保護審議会	個人情報保護審査会 個人情報保護制度運営審議会
民間事業者への対応	なし	事業者への指導、業務登録、勧告・公表の仕組み	事業者への指導、勧告・公表の仕組み

〈旧行個法と比較しての条例の特徴〉

・対象が広範囲

議会も対象に、民間事業者への指導も、マニュアル情報と電算情報の両方を対象に

・取扱制限+例外条項+審議会関与による個別解除を基本とする

センシティブ情報の取扱制限、本人外収集の制限、目的外利用・提供の制限、オンライン結合の制限

・審議会に大きな役割 住民代表も含む構成、公開性

・権利保障の範囲が広い

・制定時にその地域にふさわしいものを、有識者、住民代表らで議論

2003年5月 個人情報保護関連5法（個情法については適用除外拡大などの修正をしたもの、改正行個法も）成立

2015年9月 個人情報保護法改正 →個人情報保護委員会が監督機関に、附則で「施行後3年ごとに見直し」、個人情報の定義の見直し、要配慮個人情報の導入、目的規定で個人情報の利活用を強調、匿名加工情報の導入

2016年～ 官民データ活用推進基本法等、**ビッグデータの活用などを促進する法律**、閣議決定等続く

2020年 個人情報保護法改正 主に個人情報取扱事業者への規制強化

(2019.12～20.7) 地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会 →とりまとめなし

(2019.12～) 内閣官房タスクフォース

→(2020.3～) 個人情報保護制度の見直しに関する検討会

2020年9月 菅内閣誕生 「デジタル庁」が目玉政策に

情報の利活用のために支障となる個人情報保護条例の画一化、保護緩和へ

2020年12月 内閣官房タスクフォースの「最終報告」

2021年5月 デジタル改革関連法（個人情報保護法改正も含む）成立

2021年6月 個人情報保護委員会、「規律の考え方」（国の行政機関等・地方公共団体）

を提示、地方公共団体への周知を進める

2022年11月 日弁連「地方自治と個人情報保護の観点から個人情報保護条例の画一化に

反対する意見書」を公表

2022年4月 整備法50条による改正部分の施行、2020年改正の施行

2022年4月 パブコメを経て、ガイドライン（行政機関等編）、Q&Aを公表

2023年4月 整備法51条（地方公共団体に関する改正部分）の施行予定

2 改正法（2023年4月施行分）と自治体の対応の問題点

(1) 施行に向けての取組み状況

2023年4月までに条例を改正し、かつ庁内で施行の準備をとし、住民にも周知する必要がある

神奈川県審議会は5月末に条例改正についての答申を取りまとめる
→全国的にも早い時期

(2) 各地の弁護士会による自治体アンケートから

・議会で審議に入る時期

大多数は12月、一部はすでに3月議会とするところも

・「法・国の見解に従う」か「現在より後退させないか」についてばらつき大

・パブコメをするか、審議会に諮るかもいろいろ（しないところも少なくない）

→全般的に取り組みは遅れており、住民への周知はまだまだ

(3) 審議会での議論も大きなばらつき →自治体の姿勢が問われる

3 国の見解と自治体の対応 →別紙資料

(参考文献など)

- ・宇賀克也『個人情報保護法制の一元化』行政法研究 2021年5月号
- ・犬塚克（横浜市市民局市民情報室長）「一自治体の現場から見た改正個人情報保護法の課題」自治実務セミナー2021年9月号
- ・宇賀克也編著『自治体職員のための2021年個人情報保護法解説』2021年11月第一法規
- ・宇賀克也『新・個人情報保護法の逐条解説』2021年12月、有斐閣
- ・日弁連「地方自治と個人情報保護の観点から個人情報保護条例の画一化に反対する意見書」（2021年11月16日）日弁連ウェブサイトから入手可
- ・日弁連情報問題対策委員会編『個人情報保護法改正に自治体はどう向き合うべきか』2022年1月、信山社
- ・神奈川県弁護士会情報問題対策委員会有志「地方公共団体の個人情報保護に関する審議会の実情と今後」専門実務研究 16号、2022年3月（「専門実務研究」は神奈川県弁護士会発行の論文集。神奈川県弁護士会のウェブサイトから入手可能）

*神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の答申は、神奈川県ウェブサイト中の、同審査会の会議記録中、2022年5月30日の会議の資料として公表されている（やや見つけにくいので、念のため）

森田明さん別紙資料

個人情報保護条例の行方

～ガイドライン、個人情報保護法 Q&A と地方公共団体の動向

別紙

個人情報保護条例の行方～ガイドライン、個人情報保護法 Q&A と地方公共団体の動向

2022年7月 弁護士 森田 明

主な論点について、法令名等ガイドライン・Q&A の見解と、地方公共団体の動向を紹介する。(いわゆる「公的部門における規律の考え方」は現時点ではあまり意味を持たないので、挙げていない)

法令名等ガイドライン・Q&A の表記、答申等の引用は適宜略記した

「ガ〇」→個人情報保護法ガイドライン(行政機関編)〇頁

Q&A のうち、Q がなくとも意味が分かるものについては Q を省略した

「コメント」は筆者によるもの、下線も筆者による

「地方公共団体の動向」として紹介するものについて

- ・神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の答申(2022.5.30)→「**神奈川県**」

同審議会は2021年11月に諮問を受け、同日付で答申。個情委に批判的な見解も述べており、これまでの水準を後退させないという姿勢を見せている。なお、筆者が同審議会の委員をしていたことから、ここでは答申に直接記載のないことにも言及した。

- ・京都市情報公開・個人情報保護審議会の答申(案)(2022.6月)→「**京都市**」

パブコメのために公表されたもの。同審議会は2021年8月に諮問を受け、答申案を取りまとめた。条例の独自性を残すため苦心した跡がここに紹介した以外にも随所に見られる

- ・横浜市個人情報保護審議会の中間取りまとめ(2022.6月)→「**横浜市**」

パブコメのために公表されたもの。他に同市情報公開・個人情報保護審査会の答申が2つ(個人情報保護条例中の主に請求権関係と、情報公開条例関係のもの)ある

→前者は「**横浜市審査会**」、後者はここで引用するところはない

- ・藤沢市個人情報の保護に関する法律施行条例の概要(2022.6月)→「**藤沢市**」

パブコメのために公表された条例概要。ここで紹介するものの中では際立って個情委よりの内容だが、こうした方針の地方公共団体は少なくないと思われる

- ・北海道「個人情報の保護に関する法律施行条例(仮称)」(素案)(2022.6月)→「**北海道**」

パブコメのために公表された条例素案。現行条例の理念を後退させない、としている

[基本的な考え方]

(ガイドラインの目的)

*ここでの()の小見出しは筆者による

地方公共団体において、個人情報の取扱いや開示等手続に関して、法の規定の範囲で条例、規則等で独自の規定を定めている場合には、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人は、個人情報の取扱いに当たり、法及び本ガイドラインに加えて、当該規定に沿った対応を行う必要がある。また、本ガイドラインのうち、地方公共団体に適用される部分については、地方公共団体に対する技術的な助言としての性格を有するものである。ただし、本ガイドラインの中で、「しなければならない」、「してはならない」

及び「許容されない」と記述している事項については、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人についても、これらに従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある。 ガ1

(法の目的)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律を法に統合し、定義や基本概念については民間事業者に対する規律に統一化しつつ、全体の所管を委員会に一元化。

地方公共団体の個人情報保護制度についても、従来は個別の条例で規律されていたものを、統合後の法に基づく全国共通ルールとして、行政機関及び独立行政法人等に対して新たに適用されるものと同様の規律を適用し地方公共団体に対する規律についても、解釈運用・監視監督を委員会が一元的に担う仕組みを整備。 ガ5

(条例との関係)

令和3年改正法は、活発化する官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応するため、別個の法律や条例による規律により生じていた旧法制の不均衡・不整合を是正し、個人情報等の適正な取扱いのために必要な全国的な共通ルールを法律で設定することを目的としている。こうした令和3年改正法の趣旨を踏まえて、法においては、条例で定めることが想定される次の事項について、委任規定が設けられている。

- ・開示等請求における手数料（法第8条第2項）
- ・行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料（法第119条第3項及び第4項）

また、条例による独自の保護措置に関する規定である法第60条第5項（条例要配慮個人情報）を含む次の規定において、一定の事項について条例で定めることが許容されている。

- ・「条例要配慮個人情報」の内容（同項）
- ・個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第75条第5項）
- ・開示等請求における不開示情報の範囲（法第78条第2項）
- ・開示請求等の手続（法第107条第2項及び第108条）
- ・個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときの審議会等への諮問（法第129条）

一方、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの（例：オンライン結合に特別の制限を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定）について、条例で独自の規定を定めることは許容されない。

ただし、単なる内部の手続に関する規律にすぎない事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例で独自の規定を置くことも考えられる。

また、法と重複する内容の規定を条例で定めることは、同一の取扱いについて適用されるべき規定が法と条例とに重複して存在することとなるため、法の解釈運用を委員会が一元的に担うこととした令和3年改正法の趣旨に照らし、許容されない。 ガ74

Q9-2-1 地方公共団体内部の個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報の安全管理のために保護責任者等の地方公共団体独自の役職を置いたり、当該役職者に対して内部調査権限を付与し

たり、地方公共団体内部の機関間の権限関係を定める等の制度を設けることは可能か。

A 9-2-1 地方公共団体の内部管理として、そうした制度を設けることは妨げられません。

(委員会による監視)

令和3年改正法により、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえ、独立規制機関である委員会が公的部門を含め個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制が確立された。これにより、委員会は、法第5章の規定の円滑な運用を確保するために必要な場合には、行政機関の長等（会計検査院を除く。）及び法第58条第1項各号に掲げる法人に対して、資料の提出の要求及び実地調査（法第156条）、指導及び助言（法第157条）並びに勧告（法第158条）を行う。委員会は、個人情報保護法の一元的な解釈権限を有することから、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が行う個人情報等の取扱いのうち、条例に基づくものであっても、法第5章の円滑な運用が図られていないと判断した場合には、「資料の提出の要求及び実地調査」、「指導及び助言」並びに「勧告」を行うことがある。 ガ72

(地方公共団体による必要な情報等の提供の求め)

地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人、その区域内の事業者及び住民による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる（法第166条第1項）。地方公共団体においては、個人情報の適正な取扱いを確保するために情報提供又は助言が必要であると判断した場合には、速やかに委員会に連絡することが望ましい。

(条例の届出)

地方公共団体の長は、法の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない（法第167条第1項）とされており、法の規定に基づき定めた全ての条例（条例で定めることを妨げるものではないとされているもの及び個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項について条例で独自の規定を定める場合を含む。）の制定及び改廃が届出の対象となる。

届出が必要な条例か否かは、当該条例の名称等の形式的事項ではなく、当該条例の各規定について、法の趣旨・目的に照らして実質的に判断する必要がある。委員会は、条例を定めた旨及びその内容の届出があったときは、当該届出に係る事項をインターネットの利用その他適切な方法で公表する（同条第2項）。地方公共団体においては、個人情報の保護に関する条例を定めるに当たり、個人情報の適正な取扱いを確保するために情報提供又は助言が必要であると判断した場合には、委員会に連絡することが望ましい。 ガ73

Q 9-1-1 地方公共団体が定める法施行条例において、基本理念や事業者・市民の責務についての規定を設けることは可能か。

A 9-1-1 法の目的や規範に反することがなく、また、事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えることがない限りにおいて、法施行条例上に独自の理念規定を設けることは妨げられません。

コメント

・「地方公共団体に対する規律についても、解釈運用・監視監督を委員会が一元的に担う仕組み」は誤り

・改正法5条は、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適切な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」としている。

・「法に委任規定が置かれていないもの…について、条例で独自の規定を定めることは許容されない。」「法と重複する内容の規定を条例で定めることは…許容されない。」も誤り。法に規定のないことは条例で規定してはならないとする解釈は強引

・地方公共団体に「個人情報の適正な取扱いを確保するために情報提供又は助言が必要であると判断した場合には、速やかに委員会に連絡することが望ましい。」「個人情報の保護に関する条例を定めるに当たり、個人情報の適正な取扱いを確保するために情報提供又は助言が必要であると判断した場合には、委員会に連絡することが望ましい。」は行き過ぎ

・「個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例で独自の規定を置くことも考えられる。」とあるので、この観点から地方公共団体は独自性を打ち出すべき

「神奈川県」 条例の「最重要の目的である「個人の権利利益を保護する」という観点から取り組むことが県へ求められる」「これまでに行ってきた個人情報保護の水準を不当に下回ることはないよう」対応を求める

「京都市」 「これまでの京都市の実績や実情に応じ、独自の仕組みを加えることが重要」

「藤沢市」 「法の規定に則って個人情報の保護を適正に行ってまいります」

「北海道」 「現行条例の基本的理念を後退させることのないよう、必要な規定を定めます」

[目的、適用範囲、定義等]

① 条例の名称

コメント

国は「個人情報保護法施行条例」のひな型を配布しているが「施行条例」という名称にしなればならないとはしていない。従来の条例を廃して「施行条例」という名称にするのは地方自治の敗北というべき。

「神奈川県」 議論せず（施行条例としないことが当然の前提との認識）

「藤沢市」「北海道」 法施行条例とすることが前提

② 条例の目的

コメント

法の目的規定と同じである必要はない。独自の理念規定を置くことは良いとしているので、目的に基本的人権の保障や、プライバシー、自己情報コントロール権などを書き込むことも可能なはず

③ 議会について

法第5章が規定する行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象とされていないが、個人の権利利益の保護という観点からは、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが行われることが望ましい。 ガ10

「神奈川県」 議会においても、条例等の規律により、個人情報の取扱いに係る必要な保護措置を定めることが適当

「京都市」 現行条例では適用対象、現行条例と同じ実施機関を新条例の適用対象とすることが望ましい

「北海道」 明記されていないが、議会を施行条例の実施機関に含めていない

④ 個人情報の照合の容易性

コメント

個人情報保護法は、個人識別可能性について「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」（2条1項1号）として、容易に照合できない場合は識別可能性はなく、個人情報に当たらないとしている。個人情報保護条例では「容易に」という制限をしていないものが多くあり、法に合わせることで、保護すべき個人情報の範囲が狭くなるのではないかという問題がある。

「神奈川県」 条例では容易性の制限はないが、従来から国と同様の運用をしており、影響はないとする

「京都市」 同上

⑤ 死者の個人情報

Q2-2-1 死者に関する情報のうち生存する遺族の個人情報に該当する情報について、法施行条例で特定の情報がこれに該当する旨を定めることはできるか。

A2-2-1 死者に関する情報のうち、生存する特定の個人に関する情報であって、当該生存する特定の個人を識別することができる情報は、当該生存する特定の個人を本人とする「個人情報」（法第2条第1項）に当たります。死者に関する情報が生存する特定の個人を本人とする「個人情報」に該当するか否かは、法の規定に基づき判断する必要があるため、法施行条例にそうした規定を設けることは認められません。一方で、死者に関する情報の取扱いについて、個人情報保護制度とは別の制度として、条例で定めることは妨げられません。

「神奈川県」 もともと法と同様「生存する個人の情報」に限定していたので、答申では触れていない

「京都市」 請求者自身の個人情報として捉えることができない情報については、開示請求手続き等について、運用面での手当てが必要

「藤沢市」 改正後は、死者の個人情報は個人情報の定義から外れる

⑥ 条例要配慮個人情報を定めること

条例要配慮個人情報とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等として当該地方公共団体の条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう（法第60条第5項）。地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についても、法第2条第3項に規定する要配慮個人情報の定義及び関係する規律が適用されるが、これとは別に、条例において上記の記述等を規定することができる。なお、条例において上記の記述等を規定する場合には、委員会に事前に相談することが望ましい。 ガ16

「神奈川県」 現時点で定めは置かないが、「本県における新たな施策や社会状況の変化等を踏まえて、随時、規定の検討を行うことが望ましい」とする

「京都市」 改正法で現行条例に相当する定義があり、特段の手立てを講じる必要はない

「横浜市」 条例要配慮個人情報を規定する必要はない

⑦ 個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務登録簿

地方公共団体の機関、地方独立行政法人にも、法第75条第1項の規定により、個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務付けられるが、地方公共団体の機関、地方独立行政法人が作成する個人情報ファイル簿には、行政機関の長等及び同項各号に掲げる法人が作成する場合に記載しなければならない事項に加えて、記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨を記載しなければならない（法第75条第4項）。なお、地方公共団体の機関、地方独立行政法人においては、当該地方公共団体又は当該法人を設立する地方公共団体の定める条例で定めるところにより、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿（個人情報を取り扱う事務単位で作成された帳簿等）を作成し、公表することも可能である。このような帳簿を作成・公表する場合であっても、当該地方公共団体の機関、地方独立行政法人（同号に掲げる法人を含む。）においては、個人情報ファイル簿についても作成・公表を行わなくてはならない（法第75条第5項） ガ41

A 4-1-1 個人情報ファイルの作成に当たり、地方公共団体の内部管理として、地方公共団体内部において事前通知を求める制度を法施行条例で定めることは妨げられません。（令和4年4月追加）

A 4-2-1 本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成・公表義務の対象外とされていますが（法第74条第2項第9号、第75条第2項第1号及び政令第20条第2項）、本人の数や個人情報ファイルに含まれる保有個人情報の性質等を踏まえて個人情報ファイル簿を作成・公表することで特定の個人が識別される場合など、法の趣旨に反しない限り、本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイルについて、作成・公表を行うことは妨げられません。

「神奈川県」 「1000人未満は対象外」のため、個人情報事務登録簿の対象のうち、個人情報ファイル簿の対象となるものは1割程度。したがって、個人情報ファイル簿とは別にこれまで通り個人情報事務登録簿を作成するか、個人情報ファイル簿を法定の範囲を超えて作成することが望ましいとしたが、どちらにすべきかについては明確な結論を出していない

「京都市」 1000人に満たないものも含め、個人情報ファイル簿の作成・公表をする

「横浜市」 現行と同様、個人情報を取り扱うすべての事務について届け出を行い、審議会に報告する。

「北海道」 1000人未満のものについて個人情報取扱事務登録簿を作成

[個人情報の取扱い]

⑧ 審査会の位置づけと役割

地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる（法第129条）。「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。 ガ71

Q7-1-1 法第129条で規定する「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」とは具体的にどのような場面を想定しているのか。

A7-1-1 「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」とは、単に諮問をする必要があるというだけでなく、例えば、以下の場合が想定されます。

- ・ 定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合
- ・ 地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合
- ・ 法施行条例の改正（法に委任規定のあるもの等）に当たり、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合

Q7-1-2 Q7-1-1の回答にある「定型的な案件の取扱いについて、国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合」として、例えば、法第69条第2項第2号及び第3号に規定する「相当の理由があるとき」に該当するか否かについて、「典型的な事例」について審議会へ諮問し、審議会から答申を得ることは含まれるか。

A7-1-2 法第69条第2項第2号及び第3号に規定する「相当の理由があるとき」に如何なる事例が該当するか否かについては、これらの条項の法解釈に関する事項であり、法第129条に規定する「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合」には該当しません。 Q7-1-1の回答にある「運用ルールの細則」については、例えば、法令やガイドライン、事務対応ガイドに従いつつ、専門的知見に基づく意見を踏まえて、法第62条に基づく利用目的の明示の具体的方法、法第65条に基づく正確性の確保のための方策、法第66条に基づく安全管理措置の具体的手法、法第69条第2項第1号に基づく本人同意の取得方法等に関する運用ルールを策定する場合が考えられます。

A7-1-3 法第129条は審議会等に対して地方公共団体の機関が行う諮問について規定するものであ

り、地方公共団体が附属機関等として設置する審議会等が自発的に行う調査、審議又は意見陳述を妨げるものではありません。ただし、地方公共団体が調査等を受けることを事実上の要件としたり、審議会の意見を尊重することを義務として定めるような法施行条例の規定を設けることはできない点に留意する必要があります。

A7-1-4 法第129条の規定に基づく審議会等への諮問については、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」に行うことができることとされており、諮問事項についての専門的な知見を有さない住民代表のみで構成された審議会等に対して諮問を行うことは、本条の規定の趣旨に反し、認められません。一方で、地方公共団体が審議会等の場を活用して、専門的な意見に対する住民の反応を確認する趣旨で住民代表からの意見を聞くこと自体は妨げられるものではなく、このような趣旨で専門的知見を有する構成員と住民代表たる構成員により審議会等を構成することも妨げられません。

A7-1-5 「審議会その他の合議制の機関」とは、地方公共団体が条例で定めるところにより、執行機関の附属機関として設置する機関（地方自治法第138条の4第3項）であり、具体的には、令和3年改正法の全面施行前の条例に基づき、各地方公共団体で個人情報保護制度について諮問を受けている個人情報保護審議会等の機関を想定しています。また、審査請求の審査を行う個人情報保護審査会が当該機関の役割を担うことも想定されます。

「神奈川県」 「これまでの県の施策との継続性を確保し、個人の権利・利益の保護を全うしつつ、県の施策を実施していくにあたり、審議会は引き続き重要な役割を果たすものと考えられる。そのため、県として、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合には、確実に審査会の意見が聴くことができるよう、条例で適切に規定をすることが適切である。」

「京都市」 高度な専門性や市民感覚などの観点から、市外部の委員によって構成される第三者機関としての審議会の役割は今後とも重要、改正法の趣旨に基づく審議会の位置づけを新条例で規定

「横浜市」 審議会は、今後もその専門性を発揮することが期待されている。

⑨ 要配慮個人情報・本人外収集・目的外利用・提供、オンライン結合等と審査会

地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる（法第129条）。この点、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。令和3年改正法では、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反するものである。なお、法及びガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の保護が図られることとなることに加え、地方公共団体は、法第166条の規定に基づき、専門性を有する委員会に助言を求めることも可能であることから、個別の事案について重ね

て審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は少なくなると考えられる。 ガ71

A7-1-2 法第69条第2項第2号及び第3号に規定する「相当の理由があるとき」に如何なる事例が該当するか否かについては、これらの条項の法解釈に関する事項であり、法第129条に規定する「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合」には該当しません。 Q7-1-1の回答にある「運用ルールの細則」については、例えば、法令やガイドライン、事務対応ガイドに従いつつ、専門的知見に基づく意見を踏まえて、法第62条に基づく利用目的の明示の具体的方法、法第65条に基づく正確性の確保のための方策、法第66条に基づく安全管理措置の具体的手法、法第69条第2項第1号に基づく本人同意の取得方法等に関する運用ルールを策定する場合があります。

A3-2-1 要配慮個人情報の取得を制限することは、行政機関等において要配慮個人情報の取扱いについて特別の制限を設けていない法の規律に抵触する規律を定めるものであり、個人情報保護やデータ流通について直接影響をあたえる事項に当たります。一方で、法はこのような規律を定めることについて委任規定を置いていません。よって、要配慮個人情報の取得制限を法施行条例で規定することは認められません。

他方、法は、行政機関等における要配慮個人情報の取得について特別の規定を設けていませんが、行政機関等において取り扱う個人情報全般について、その保有は法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定することとし（法第61条第1項）、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこととしている（同条第2項）ほか、法第63条（不適正な利用の禁止）、法第64条（適正な取得）等の定めを置いており、要配慮個人情報の取扱いに当たってもこれらの規定を遵守する必要があります。 ガ20 参照

Q3-2-2 不要な保有個人情報の消去を法施行条例で規定することは可能か。

A3-2-2 法においては、個人情報の保有は法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限ることとされており（法第61条第1項）、また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこととされています（同条第2項）。不要な保有個人情報の消去に係る規定を法施行条例で設けた場合には、法の規律と実質的に同様の内容を規律することになることから、このような規定を法施行条例で設けることは認められません。

「神奈川県」

・要配慮個人情報の取扱制限、本人外収集の制限、電磁的方法による提供の制限

個人情報委員会は改正法に定めがない以上条例で制限規定を設けることは許されないとする。同審議会は、こうした見解には納得できないとして、審議会として個人情報保護委員会に照会をしたが、それに対する回答には従前の見解以上の説明はなかったことから、答申では「当審議会として納得できるような十分な説明がなされないままに、結論のみ示されてしまっていることについては非常に遺憾である」としている。しかし、これらの制限規定を条例に規定すべきとも考えられるとしつつ、結論としては、「許容されない旨の回答が既になされている点に鑑みると、地方公共団体としてこうした法違反と判断される可能性がある対応を行うことが困難であることも想定される。また、改正個人情報保護法の適切な運用により…

必要とされる水準の確保は可能であるとも考えられる。」としてこれらの制限規定は置かず、「県において専門的な知見に基づく判断が特に必要であると認めるときには本審議会へ諮問を行う等、引き続き本人の権利利益の保護が十分に確保されるよう、必要な対応をとることが適当である。」とした。

・利用及び提供の制限

改正法の例外規定の内容は条例とは異なる。しかし、当該適用除外事項の具体的な内容等について、個人情報保護条例の規定と改正個人情報保護法の規定とを比較したところ、現在の運用と概ね同程度の運用が可能であるとしている（注;法 69 条の解釈運用などにより可能）。そして「必要に応じて個人情報保護委員会への確認を行うとともに、専門的な知見に基づく判断が特に必要であると認めるときには本審議会への諮問も行いつつ」施行準備や施行後の制度運用を行っていくのが適当、とする。

「京都市」

- ・本人外収集 改正法で現行条例に相当する規律がされており、特段の手立てを講じる必要はない
- ・目的外利用・提供 特段の手立てを講じる必要はないが、特に必要な場合は審議会の意見聴取をすべき、提供先や利用目的の可視化について条例で義務付けるべき
- ・オンライン結合 要配慮個人情報を電子計算機で処理するとき等とりわけ配慮が必要と認められる場合は審議会が関与することを条例で義務付けるべき
- ・安全管理 責任者の設置を条例で義務付けるべき、漏えい等の本人通知制度を条例で義務付けるべき
- ・開示等の請求や存否応答拒否決定、裁量的開示、行政機関等匿名加工情報の提供状況等の報告の仕組みが必要

「横浜市」

- ・本人から収集するよう努めることを責務規定として定めるべき
- ・権利利益の侵害を招く可能性が特に高い人種、信条、及び社会的身分に係る個人情報は収集しないよう努めることを責務規定として定めるべき
- ・不要な個人情報の廃棄等については、「本市の都合だけでは消去できない場面も考えられる」ので、規定を設けない
- ・（審議会に対し）目的外の利用・提供については一定の場合に報告、委託の場合に報告、登録簿・ファイル簿等の報告、本人外収集、思想信条等の情報の収集についての相談等を規定する

[開示請求権等]

⑩ 情報公開条例との整合性

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における情報公開は、情報公開条例に基づき行われるものであるところ、①法が定める不開示情報に該当するものであっても情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは不開示情報から除外するとともに、②行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものについては、不開示情報とすることとして、情報公開条例の規定との整合を図ることを可能としている（法第78条第2項） ガ47

コメント

情報公開条例との整合性を果たせるために、条例で定めることで改正法の不開示情報でも開示するものにできたり、逆に不開示にもできるとする。これに基づき改正する方向であるとしたものはなかった。

また、今回の個人情報保護条例改正に整合させるために情報公開条例を積極的に改正するところとそうでないところがあるが、情報公開条例改正に関する問題はここでは省略する。

⑪ 手数料

7-1-13 手数料

開示請求をする者は、行政機関の長に対して請求を行う場合には政令の定めにより、地方公共団体の機関に対して請求を行う場合には条例の定めにより、独立行政法人等又は地方独立行政法人に対して請求を行う場合には当該独立行政法人等又は当該地方独立行政法人の定めにより、実費の範囲内で、手数料を納なければならない（法第89条）。地方公共団体の機関においては、手数料に関する条例において、算定方法を工夫した適当な額とすること（例えば、従量制とすること。）や手数料を徴収しないこととすること（手数料の額を無料とすること。）も可能である。 　　が52

Q5-7-1 開示請求の手数料は、国と異なる手数料を定めることは可能か。

A5-7-1 地方公共団体における開示請求に係る手数料は、「実費の範囲内において条例で定める額」とされており（法第89条第2項）、その額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならないとされています（法第89条第3項）。「実費」には、開示決定を受け付け、保有個人情報を検索し、開示の是非を精査し、開示決定等の通知書を発するまでの申請事務処理の費用と、請求対象の保有個人情報が記載された行政文書の写しの作成経費などの実施に必要な経費が含まれます。国と異なる手数料とすることも可能ですが、各地方公共団体において、法の趣旨を踏まえ、条例で適切に定める必要があります。なお、実費の範囲内であれば、従量制の開示手数料を定めることが可能であり、また、手数料を無料とすることも妨げられません。

「神奈川県」「京都市」「横浜市審査会」「藤沢市」

従来通り、請求手数料は取らず、写しの作成・送付について実費を取る

「北海道」 法に基づく手数料を定める。免除規定を置く

⑫ 訂正請求等における開示請求の前置

7-2-2 訂正請求の対象となる保有個人情報

訂正請求の対象となる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」のうち、次の情報に限られる（法第90条第1項）。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（同項第1号）

(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けた情報（法第90条第1項第2号） 　　が52

利用停止請求の対象となる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」のうち、開示決定その他法

令の規定により開示を受けたものに限られる（法第90条第1項及び第98条第1項） が56

A 5-8-2 開示を受けていない保有個人情報について訂正請求及び利用停止請求の対象とすることは、これらの請求の前提となる手続に関するものであり、訂正及び利用停止の手続に関する事項に含まれるため、訂正請求や利用停止請求の制度の運用に支障が生じない限りにおいて、そのような法施行条例を規定することは妨げられません。 [法 108 条参照]

「神奈川県」 これまで通り「開示請求前置主義を採用しないことが適当である」

「京都市」 現行条例では前置ではないが、「開示請求の前置を求めることは、制度運用を安定的にするものでもあるため、新条例で特段の手当てを講じる必要はありません」としており、趣旨不明

⑬ 開示請求等の手続き

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、法や行政不服審査法の規定に反しない限り、地方公共団体が条例で必要な規定を定めることは妨げられない（法第108条）。

【条例で定めることが想定される例】

- ・ 開示等の請求の処理を迅速かつ適切に行うため、請求書の記載事項に必要な事項を追加するもの
- ・ 開示等の請求の処理期限を法の規定より短い期間とするもの が61

「開示等の請求の処理を迅速かつ適切に行うため、請求書の記載事項に必要な事項を追加するもの」
Q 5-3-3 任意代理人からの開示請求について、本人の意思を特に確認する必要があるときに、本人に対して確認書を送付し、返信をもって本人の意思を確認する手続をとることはできるか。また、これを認める法施行条例の規定を設けることはできるか。

A 5-3-3 任意代理人による請求の場合は、法定代理人による請求の場合と異なり本人から委任を受けていることが要件となります。そのため、なりすまし等による開示等請求制度の悪用を防止する観点から、任意代理人の資格を確認することは重要であり、必要に応じて本人に対して確認書を送付し、その返信をもって本人の意思を確認することは妨げられません。また、法第108条に規定する開示の手続に関する事項としてこれを認める法施行条例の規定を設けることも妨げられません。

Q 5-3-4 未成年者の法定代理人からの開示請求について、法定代理人である親権者が婚姻中の父母の場合、連名での開示請求を求めることはできるか。

A 5-3-4 法第76条第2項に基づく未成年者の法定代理人による開示請求において、一律に婚姻中の父母の連名での請求を求めることは、当該未成年者や父母の置かれた状況によっては、開示請求権について法に定めのない制限を課すものであり、許容されません。その上で、個別の事情に照らして、例えば、当該未成年者とその法定代理人として開示請求を行った親権者との間において利益相反が疑われる場合、その利益相反防止の観点から、法第78条第1項第1号の該当性の判断に当たり当該親権者以外の者に対する照会等を行うことは許容されます。

「開示等の請求の処理期限を法の規定より短い期間とするもの」

Q 5-6-1 法は、開示決定等の期限について、①原則として開示請求があった日から30日以内とした上で（法第83条第1項）、②事務処理上の困難その他正当な理由があるときは30日以内に限り延長することができることとしている（同条第2項）。これらの期間について、法施行条例で規定することにより、より短い期間とすることができるか。また、①の期間を15日以内とした場合、②の期間を45日以内とすることはできるか。

A 5-6-1 法第108条は、開示の手続に関する事項について、法第5章第4節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができることとしているところ、開示決定等の期限については開示の手続に関する事項に含まれるため、法施行条例で30日以内の任意の期間とすることは認められます。また、法第83条第2項の延長可能な期間についても、30日以内の任意の期間とすることは認められます。もっとも、法第83条第1項の期間を短縮した場合であっても、同条第2項の期間について法が定める30日を超える期間とすることはできません。

Q 5-6-2 開示決定等の期限に係る初日の算入又は不算入といった期間計算の方法について、法とは異なる内容を法施行条例で規定することはできるか。

A 5-6-2 期間計算の方法については、民法（明治29年法律第89号）第140条の規定に基づき、「開示請求があった日」の翌日から起算し、同法第142条の規定により、その期間の末日が行政機関等の休日に当たる場合は、その翌日をもって期間が満了することになるところ、これと異なる方法を法施行条例で規定することはできません。

「神奈川県」 請求日から起算して15日以内に決定するが、45日以内まで延長が可能とされていた。請求から決定までの期間は従来通りとし、延長できる期間を30日に短縮した

「京都市」 現行通り14日以内に決定とするべき

「横浜市審査会」 現行は決定まで15日（翌日から14日）、延長は請求日から60日以内だが、法に合わせ、決定まで30日、延長はそこから30日に。開示が遅延しないよう責務規定を置く

「藤沢市」 現行は決定まで15日、延長は45日以内だが、決定まで30日、延長30日以内とする

「北海道」 請求日から14日以内に決定、14日以内で延長可、特例延長あり

[その他]

⑭ 運用状況の公表

Q 8-1-1 法第165条第2項に基づき、委員会が行う法の施行の状況の公表と別に、地方公共団体独自の措置として、例えば、年度単位で個人情報保護制度に係る運用状況の公表を行うことは差し支えないか。

A 8-1-1 地方公共団体が自発的に行う住民向け情報公開として、そうした制度を設けることは妨げられません。

「横浜市」「北海道」 これまで通り毎年運用状況を公表

基本資料

個人情報保護条例「国基準化」法・ガイドライン・Q&A等抜粋

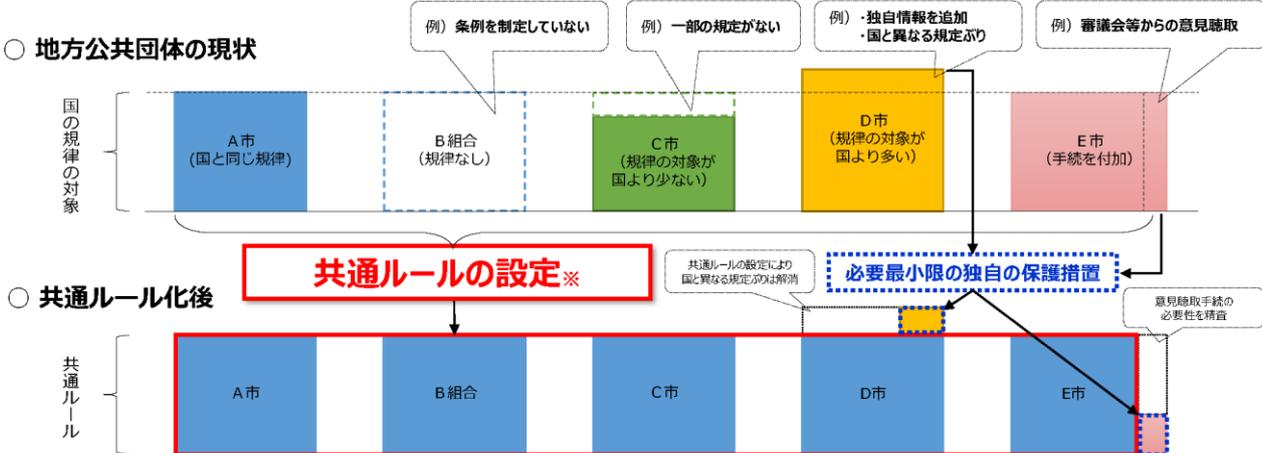
経過

- ①2021.5.12 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律成立ー5.19公布
 概要 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/seihou_gaiyou.pdf
 個人情報保護法(令和5年4月1日施行) https://www.ppc.go.jp/files/pdf/220420_personal_law.pdf
- ②2021.6.23第176回個人情報保護委員会決定「公的部門(国の行政機関等・地方公共団体等)における個人情報保護の規律の考え方(令和3年個人情報保護法改正関係)」
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210623_kouteki_kiritsunokangaekata.pdf
- ③2021.7 自治体向け個人情報保護法改正説明会第1回
<http://yabure.kokuseki.info/cns/pip/#BRIEFING1>
- ④2021.11~12自治体向け個人情報保護法改正説明会第2回
<http://yabure.kokuseki.info/cns/pip/#BRIEFING2>
- ⑤2022.1.28~3.1ガイドライン(行政機関等編)等パブコメ 4.20結果公表
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=%20240000081&Mode=1>
- ⑥2022.4.20個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)公表
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/220420_koutekibumon_guidelines_shinkyu.pdf
- ⑦2022.4.28個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/220428_koutekibumon_qa_shinkyu.pdf
 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/220428_koutekibumon_jimutaiou_guide_shinkyu.pdf

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方(改正の方向性)

13

<p><地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの></p> <ol style="list-style-type: none"> 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立 ※ いわゆる「2000個問題」 ①団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること ②条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合 例)・EUにおけるGDPR(一般データ保護規則) 十分性認定 ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT(信頼ある自由なデータ流通) 	<p><改正の方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定 ○ 法律的に確かな運用を確保するため、国がガイドラインを策定 ○ その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出 例)・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定 ・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定
--	--



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。
 ※審議会等の役割は、個別事業に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

【デジタル改革関連法案について(2021.3.26IT総合戦略本部デジタルガバメント分科会)】

https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/204/f063_051117.pdf

四 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に関し、以下の事項について配慮すること。

- 1 個人の権利利益の保護を図るため、自己に関する情報の取扱いについて自ら決定できること、本人の意思に基づいて自己の個人データの移動を円滑に行うこと、個人データが個人の意図しない目的で利用される場合等に当該個人データの削除を求めると及び本人の同意なしに個人データを自動的に分析又は予測されないことの確保の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 2 地方公共団体が、その地域の特性に照らし必要な事項について、その機関又はその設立に係る地方独立行政法人が保有する個人情報の適正な取扱いに関して条例を制定することができる旨を、地方公共団体に確実に周知するとともに、地方公共団体が条例を制定する場合には、地方自治の本旨に基づき、最大限尊重すること。また、全国に適用されるべき事項については、個人情報保護法令の見直しを検討すること。
- 3 行政機関等が保有する個人情報の目的外での利用又は第三者への提供については、その要件である「相当の理由」及び「特別の理由」の認定を、厳格に行うこととし、行政機関等が行った判断の適否を、個人情報保護委員会が監視すること。
- 4 行政機関等が個人情報を利用する際、個人が自己の情報の利用状況を把握できる仕組みについて、情報通信技術の進展を踏まえた見直しを検討すること。
- 5 個人情報保護委員会による行政機関等の監視に当たっては、資料の提出及び実地調査を躊躇なく行うとともに、必要があれば勧告や報告の要求を遅滞なく行うことにより、監視の実効性を確保すること。

②公的部門における個人情報保護の規律の考え方(2021.6個人情報保護委員会)

6. 地方公共団体の機関・地方独立行政法人関係

■ 地方公共団体からの質問・意見の多い事項については、地方公共団体における施行準備作業に資するべく、ガイドライン等の成案を提示する前においても必要な情報提供を行う。

【これまでに地方公共団体から問合せを受けた事項についての考え方】

- 死者に関する情報の扱い
 - ・ 令和3年改正法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるという目的に鑑み、現状、地方公共団体の条例において見られるような死者に関する情報を条例により個人情報に含めて規律することは、改正後の個人情報保護法の下では許容されない。
- 地方議会の扱い
 - ・ 地方公共団体の議会は、基本的に地方公共団体の機関の対象から除外され、法第5章が規定する行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象とされておらず、国会や裁判所と同様に自律的な対応のもと個人情報保護が適切に行われることが期待される。
- 条例要配慮個人情報
 - ・ 法第60条第5項の規定に基づき、地方公共団体は、地域特性に応じて「条例要配慮個人情報」に関する定めを条例に設けることができるが、令和3年改正法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるという目的に鑑み、法の規律を超えて、地方公共団体による取得や提供等に関する独自の規律を追加することや、民間の個人情報取扱事業者等における取扱いを対象に固有の規律を設ける等の対応は、許容されない。
- オンライン結合制限
 - ・ 改正後の個人情報保護法においては、オンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いのみに着目した特則を設けておらず、法が求める安全管理措置義務等を通じて、安全性確保を実現することとしており、条例でオンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いを特に制限することは許容されない。
- 審議会への諮問
 - ・ 改正後の個人情報保護法においては、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが「特に必要である」場合に限って、審議会等に諮問することができることとしており、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されない。

8

●⑥個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）（抜粋）

令和4年1月（令和4年4月一部改正）

1 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、行政機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人における個人情報の適正な取扱いを確保することを目的として、法第4条、第8条、第9条、第11条及び第131条に基づき具体的な指針として定めるものである。

本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある。

一方、「努めなければならない」、「望ましい」等と記述している事項については、これらに従わなかったことをもって直ちに法違反と判断されることはないが、「個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない」とする法の基本理念（法第3条）を踏まえ、公益上の必要がある活動が制限されない限り対応することが望まれるものである。

本ガイドラインにおいて記述した具体例は、関係者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものでもない。また、記述した具体例においても、個別事案によっては別途考慮すべき要素もあり得るので注意を要する。個別事案への対応に当たっては、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）が別に示す関係資料がある場合には、それらも参照する必要がある。

なお、地方公共団体において、個人情報の取扱いや開示等手続に関して、法の規定の範囲で条例、規則等で独自の規定を定めている場合には、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人は、個人情報の取扱いに当たり、法及び本ガイドラインに加えて、当該規定に沿った対応を行う必要がある。

また、本ガイドラインのうち、地方公共団体に適用される部分については、地方公共団体に対する技術的な助言としての性格を有するものである。

ただし、本ガイドラインの中で、「しなければならない」、「してはならない」及び「許容されない」と記述している事項については、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人についても、これらに従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある。

11 条例との関係

令和3年改正法は、活発化する官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応するため、別個の法律や条例による規律により生じていた旧法制の不均衡・不整合を是正し、個人情報等の適正な取扱いのために必要な全国的な共通ルールを法律で設定することを目的としている。

こうした令和3年改正法の趣旨を踏まえて、法においては、条例で定めることが想定される次の事項について、委任規定が設けられている。

- ・ 開示等請求における手数料（法第89条第2項）
- ・ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料（法第119条第3項及び第4項）

また、条例による独自の保護措置に関する規定である法第60条第5項（条例要配慮個人情報）を含む次の規定において、一定の事項について条例で定めることが許容されている。

- ・ 「条例要配慮個人情報」の内容（同項）

- ・ 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項(法第75条第5項)
- ・ 開示等請求における不開示情報の範囲(法第78条第2項)
- ・ 開示請求等の手続(法第107条第2項及び第108条)
- ・ 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問(法第129条)

一方、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの(例:オンライン結合に特別の制限を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定)について、条例で独自の規定を定めることは許容されない。

ただし、単なる内部の手続に関する規律にすぎない事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例で独自の規定を置くことも考えられる。

また、法と重複する内容の規定を条例で定めることは、同一の取扱いについて適用されるべき規定が法と条例とに重複して存在することとなるため、法の解釈運用を委員会が一元的に担うこととした令和3年改正法の趣旨に照らし、許容されない。

法第167条第1項の規定により、地方公共団体の長は、個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。委員会への届出が必要な条例については、10-5(条例の届出)も参照のこと。

8. 条例との関係 (つづき)

【④個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項であって、①②に当たらない事項として条例で定めることが許容されない事項の例】

- ・ 個人情報の定義に死者に関する情報を含める規定 (QA案2-2-1)
- ・ 要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定 (QA案3-2-1)
- ・ 不要な保有個人情報の消去に係る規定 (QA案3-2-2)
- ・ オンライン結合に特別の制限を設ける規定
- ・ 目的外利用・提供を行う場合に審議会等の諮問を要する旨の規定 (QA案7-1-1)
- ・ 開示請求書の提出を窓口での提出に限定する等、法が規定する開示請求の方法を制限する規定 (QA案5-2-1)
- ・ 本人又は法定代理人若しくは任意代理人以外の者による開示請求を認める規定 (QA案5-3-2)
- ・ 開示請求等の手続について法の規定よりも処理期間を延長する規定 (QA案5-6-1)
- ・ 訂正請求を行う者に対し、当該請求の内容が事実と合致することを証明する資料の提出又は提示すべき旨を定める規定 (QA案5-8-1)

27

【④個人情報保護法改正都道府県・政令指定都市説明会 第2回2021.11.24～12.2事務局資料】

<http://yabure.kokuseki.info/cns/pip/br2/2021-11ppc-about-the-guideline.pdf>

<主な争点となっている規定について>

■個人情報の定義に死者に関する情報を含める規定

●改正個人情報保護法 第二条(定義)

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。(略)

●ガイドライン

4-2-1 個人情報

法では、「個人情報」を生存する個人に関する情報に限っているところ、「個人情報」の定義の統一は、令和3年改正法の目的である個人情報保護法制に係る全国ルールの一貫の根幹をなすものであり、これに反して死者に関する情報を条例で「個人情報」に含めることはできない。

ただし、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報として法の保護の対象となる。

●Q&A 2-2 個人情報

Q2-2-1

死者に関する情報のうち生存する遺族の個人情報に該当する情報について、法施行条例で特定の情報がこれに該当する旨を定めることはできるか。

A2-2-1

死者に関する情報のうち、生存する特定の個人に関する情報であつて、当該生存する特定の個人を識別することができる情報は、当該生存する特定の個人を本人とする「個人情報」(法第2条第1項)に当たります。死者に関する情報が生存する特定の個人を本人とする「個人情報」に該当するか否かは、法の規定に基づき判断する必要があるため、法施行条例にそうした規定を設けることは認められません。

一方で、死者に関する情報の取扱いについて、個人情報保護制度とは別の制度として、条例で定めることは妨げられません。(令和4年4月追加)

■条例要配慮個人情報の定義等

●改正個人情報保護法

第二条 3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第五章 行政機関等の義務等 第六十条 5

この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報(要配慮個人情報を除く。)のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

●ガイドライン 4-2-6 条例要配慮個人情報

……地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についても、法第2条第3項に規定する要配慮個人情報の定義及び関係する規律が適用されるが、これとは別に、条例において上記の記述等を規定することができる。

なお、条例において上記の記述等を規定する場合には、**委員会に事前に相談することが望ましい。**

条例要配慮個人情報については、**個人情報ファイル簿の記載事項**に関する特則が置かれている(法第75条第1項及び第4項)。また、条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を**委員会に報告**しなければならない(法第68条第1項及び規則第43条第5号)。

なお、条例要配慮個人情報となる記述等を条例で規定する場合であっても、当該条例要配慮個人情報に係る条例の規定は、当該条例を定めた地方公共団体及び当該地方公共団体が設立する地方独立行政法人が保有する個人情報にのみ適用されることとなる。

また、条例要配慮個人情報について、法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることは、**法の趣旨に照らしできない。**

※「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」(2020.12)

「(5) 条例で定める独自の保護措置

3. 例えば、地方公共団体等がそれぞれの施策に際して保有することが想定される情報で、その取扱いに**特に配慮が必要と考えられるものとして「LGBTに関する事項」「生活保護の受給」「一定の地域の出身である事実」等が考えられるが**、これらは、国の行政機関では保有することが想定されず、行個法・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第548号。以下「行個令」という)の「要配慮個人情報」には含まれていないものである。また、将来においても、地方公共団体等において新たな施策が展開され、その実施に伴い保有する個人情報が、行個法・行個令の「要配慮個人情報」には規定されていないものの、その取扱いには、「要配慮個人情報」と同様に特に配慮が必要な個人情報である場合も想定される。こうした個人情報について、不当な差別、偏見等のおそれが生じ得る情報として、地方公共団体が**条例により「要配慮個人情報」に追加できるとすることが適当である。**」

■要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定

●改正個人情報保護法

・要配慮個人情報の取得についての規定はなし

・個人情報全般の制限として

(個人情報の保有の制限等)

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。)の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(不適正な利用の禁止)

第六十三条 行政機関の長(第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第七十四条において同じ。)、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人(以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。)は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第六十四条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(安全管理措置)

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 略

●ガイドライン

- ・要配慮個人情報の取得、利用、提供等の制限規定については記載なし
- ・要配慮個人情報の取扱いについては、漏えい時の個人情報保護委員会への報告(5-4-1 委員会への報告(1))、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知(6-1(6))

・4-2-6 条例要配慮個人情報

「……………条例要配慮個人情報について、法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることは、法の趣旨に照らしできない。」

●Q&A(「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)」令和4年4月28日)

Q3-2-1

要配慮個人情報の取得制限を法施行条例で規定することは可能か。

A3-2-1 要配慮個人情報の取得を制限することは、行政機関等において要配慮個人情報の取扱いについて特別の制限を設けていない法の規律に抵触する規律を定めるものであり、個人情報保護やデータ流通について直接影響をあたえる事項に当たります。一方で、法はこのような規律を定めることについて委任規定を置いていません。よって、**要配慮個人情報の取得制限を法施行条例で規定することは認められません。**

他方、法は、行政機関等における要配慮個人情報の取得について特別の規定を設けていませんが、行政機関等において取り扱う個人情報全般について、その保有は法令(条例を含む。)の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定することとし(法第61条第1項)、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこととしている(同条第2項)ほか、法第63条(不適正な利用の禁止)、法第64条(適正な取得)等の定めを置いており、**要配慮個人情報の取扱いに当たってもこれらの規定を遵守する必要があります。**

また、行政機関の長等の安全管理措置義務(法第66条)に関しても、求められる安全管理措置の内容は、保有個人情報の漏えい等が生じた場合本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、保有個

個人情報の取扱い状況(取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。)等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容とする必要があり、行政機関内部における安全管理体制の構築に当たって、取り扱う保有個人情報が要配慮個人情報に当たることを勧告することは考えられます。

(令和4年4月追加)

※個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)(案)(令和3年11月時点暫定版)(④)

Q3-2-1 要配慮個人情報の取得制限を法施行条例で規定することは可能か。(前回配布Q&A 3-1-1参照=③参照)

A3-2-1 現行の条例では、要配慮個人情報やこれに相当する個人情報(いわゆるセンシティブ情報)の取得を原則として禁止する規定(以下「要配慮個人情報の取得制限規定」という。)を設けている例が見られますが、これらの規定では、同時に、①法令に基づく、②正当な事務の実施に必要、などの場合には、要配慮個人情報の取得を可能としています。

法では、要配慮個人情報の取得について特別の規定を設けていませんが、個人情報全般について、その保有は法令(条例を含む。)の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定することとされており(法第61条第1項)、要配慮個人情報の取得が可能となる範囲は、要配慮個人情報の取得制限規定による場合と、実質的に同様となっており、法律の規律と重複するこのような規定を法施行条例で設けることは許容されません。

※要配慮個人情報 2015年法改正で新設 (2016.11.28個人情報保護委員会事務局)

https://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/sansei/daiyoji_sangyo_chizai/pdf/003_02_00.pdf

個人情報保護法の改正と政令等のポイント②

15

2. 要配慮個人情報の規定の新設

- 次のいずれかに該当する情報を「要配慮個人情報」とし、取得について、原則として本人の同意を得ることを義務化。
 - ・人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴、犯罪被害情報
 - ・その他本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮を要するものとして政令で定めるもの

○政令で以下の記述等を含む個人情報を要配慮個人情報と規定。

- ・身体障害・知的障害・精神障害等があること
- ・健康診断その他の検査の結果(遺伝子検査の結果を含む)
- ・保健指導、診療・調剤情報
- ・本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと
- ・本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

■不要な保有個人情報の消去に係る規定

- ガイドラインには規定なし

- Q&A(「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)」令和4年4月28日)

Q3-2-2 不要な保有個人情報の消去を法施行条例で規定することは可能か。

A3-2-2

法においては、個人情報の保有は法令(条例を含む。)の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限ることとされており(法第61条第1項)、また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこととされています(同条第2項)。不要な保有個人情報の消去に係る規定を法施行条例で設けた場合には、**法の規律と実質的に同様の内容を規律することになることから、このような規定を法施行条例で設けることは認められません。** (令和4年4月追加)

■本人収集原則

- 改正個人情報保護法に明文の規定はない

- ガイドライン

11 条例との関係

「……………一方、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの(例:オンライン結合に特別の制限を設ける規定、**個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定**)について、条例で独自の規定を定めることは許容されない。」

- Q&A

記載なし

※改正個人情報保護法の規律に関するQ&A[令和3年6月時点暫定版]

3 個人情報の取扱い

3-1-3 個人情報の本人からの直接取得を条例で規定することは可能か。

【回答】

現行の条例では、個人情報の本人からの直接取得について定める規定を設けている例が見られません。

個人情報の保有は法令(条例を含む。)の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合であって利用目的の達成に必要な範囲に限定することとされており[第61条]、また、不正手段による取得も禁止されています[第64条]。加えて、保有個人情報が漏えい、滅失又は毀損の危険にさらされることのないよう、安全管理措置を講じなければならないこととされています[第66条第1項]。さらに、地方公共団体も個人情報ファイル簿を作成及び公表することとされており[第75条第1項]、個人情報ファイル簿に基づく開示等の本人関与が可能となっており、保有する個人情報の範囲及び安全管理措置、本人の関与機会の確保を通じて個人情報の保護が既に図られていることから、**法律の規律と重複するこのような規定を条例で設けることは許容されません。**

■オンライン結合に特別の制限を設ける規定

- 改正法に明文の規定はない

- ガイドライン

11 条例との関係

「……………一方、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの(例:オンライン結合に特別の制限を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定)について、条例で独自の規定を定めることは許容されない。」

●Q&A

オンライン結合に特別の制限を設ける規定についての記載はないが

※7-1 審議会等への諮問

Q7-1-1 法第129条で規定する「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるとき」とは具体的にどのような場面を想定しているのか。
A7-1-1 ……なお、いわゆる「オンライン結合制限」や目的外利用制限などに関する規律として、個別案件における個人情報の取扱いについて、**類型的に審議会等への諮問を行うべき旨を法施行条例で定めることは認められません。**……(令和4年4月追加)

※改正個人情報保護法の規律に関するQ&A[令和3年6月時点暫定版]

3-1-5 オンライン結合制限を条例で規定することは可能か。

【回答】

オンラインで個人情報を提供するに当たっては、今後、個人情報保護委員会が策定を予定しているガイドライン等を参考に、保有個人情報の漏えい等を防ぐための措置を講ずること[第66条]、漏えい等により本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合には保有個人情報の提供を行わないこと[第69条第2項]、保有個人情報を提供する場合において、当該個人情報の提供を受ける者に対し、必要に応じて、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めること[第70条]等が求められることとなります。

加えて、令和3年の個人情報保護法の改正は、社会全体のデジタル化が進む中、法律で全国的な共通ルールを設定し、国のガイドラインや助言により制度の適正な運用を図ることにより、社会の変化に対応した個人情報の適切な保護とデータ流通の両立を実現することも目的としたものです。

改正法においては、安全管理措置や第三者提供の制限等に関する規定を設けており、これらの規定を適正に運用することで、オンライン・オフラインを問わず、必要な保護が図られることから、オンライン化や電子化のみに着目した特則を設けることはしていません。

従来個人情報保護条例において見られた、いわゆる「オンライン結合」を制限する規定に関しては、前述の規定の運用によりその目的を達成できると考えられるとともに、こうした**改正法の考え方にそぐわないことから、条例においてこのような規定を定めることは、許容されません。**

※Q&A(行政機関等編)(案)(令和3年11月時点暫定版)には、この記載はなし

■目的外利用・提供を行う場合に審議会等の諮問を要する旨の規定

●改正個人情報保護法

(地方公共団体に置く審議会等への諮問)

第百二十九条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

●ガイドライン

9-4 地方公共団体に置く審議会等への諮問

地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる(法第129条)。

「**特に必要な場合**」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的な知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。

この点、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、**典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。**

令和3年改正法では、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ、地方公共団体の機関において、**個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反するものである。**

なお、法及びガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の保護が図られることとなることに加え、地方公共団体は、法第166条の規定に基づき、専門性を有する委員会に助言を求めることも可能であることから、個別の事案について重ねて審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は少なくなると考えられる。

なお、令和3年改正法の施行前の条例に基づく審議会等による答申を根拠とした運用については、令和3年改正法の施行後においては、改正後の法に則ったものであるか否かにつき再整理した上で、法の規定に従い適切な取扱いを確保する必要がある。

●Q&A(「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)」令和4年4月28日)

7 雑則

7-1 審議会等への諮問

Q7-1-1 法第129条で規定する「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが**特に必要があると認めるとき**」とは具体的にどのような場面を想定しているのか。

A7-1-1 「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが**特に必要があると認めるとき**」とは、単に諮問をする必要があるというだけでなく、**例えば、以下の場合が想定されます。**

- ・ 定型的な案件の取扱いについて、専門的な知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールを事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合
- ・ 地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合

- ・ 法施行条例の改正(法に委任規定のあるもの等)に当たり、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合

なお、いわゆる「**オンライン結合制限**」や**目的外利用制限**などに関する規律として、個別案件における個人情報の取扱いについて、類型的に審議会等への諮問を行うべき旨を法施行条例で定めることは**認められません**。一方で、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に基づき審議会等に意見を聴く場合等、**法第129条の規定に関わらず、個人情報保護法以外の法令に基づき、審議会等に対し意見を聴くことは妨げられません**。(令和4年4月追加)

Q7-1-2 Q7-1-1の回答にある「定型的な案件の取扱いについて、国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合」として、例えば、**法第69条第2項第2号及び第3号に規定する「相当の理由があるとき」に該当するか否か**について、「典型的な事例」について審議会へ諮問し、審議会から答申を得ることは含まれるか。
A7-1-2 法第69条第2項第2号及び第3号に規定する「相当の理由があるとき」に如何なる事例が該当するか否かについては、これらの条項の法解釈に関する事項であり、法第129条に規定する「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合」には**該当しません**。

Q7-1-1の回答にある「運用ルールの細則」については、例えば、法令やガイドライン、事務対応ガイドに従いつつ、専門的知見に基づく意見を踏まえて、法第62条に基づく利用目的の明示の具体的方法、法第65条に基づく正確性の確保のための方策、法第66条に基づく安全管理措置の具体的手法、法第69条第2項第1号に基づく本人同意の取得方法等に関する運用ルールを策定する場合が考えられます。(令和4年4月追加)

個人情報保護法第六十九条(利用及び提供の制限)

行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて**相当の理由があるとき**。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて**相当の理由があるとき**。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

Q7-1-3 法施行条例において、審議会等が諮問に基づかずに行う調査、審議又は意見陳述に関する規定を設けることは可能か。

A7-1-3 法第129条は審議会等に対して地方公共団体の機関が行う諮問について規定するものであり、地方公共団体が附属機関等として設置する審議会等が自発的に行う調査、審議又は意見陳述を妨げるものではありません。ただし、地方公共団体が調査等を受けることを事実上の要件としたり、審議会の意見を尊重することを義務として定めるような法施行条例の規定を設けることはできない点に留意する必要があります。（令和4年4月追加）

Q7-1-4 法第129条の規定に基づく審議会等への諮問について、諮問先の審議会等の構成員に専門的な知見を有する学識経験者等だけでなく、公募で選ばれた住民代表も含めても良いか。

A7-1-4 法第129条の規定に基づく審議会等への諮問については、「個人情報適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」に行うことができることとされており、諮問事項についての専門的な知見を有さない住民代表のみで構成された審議会等に対して諮問を行うことは、本条の規定の趣旨に反し、認められません。一方で、地方公共団体が審議会等の場を活用して、専門的な意見に対する住民の反応を確認する趣旨で住民代表からの意見を聞くこと自体は妨げられるものではなく、このような趣旨で専門的知見を有する構成員と住民代表たる構成員により審議会等を構成することも妨げられません。（令和4年4月追加）

Q7-1-5 「審議会その他の合議制の機関」とは具体的にどのような機関を想定しているのか。審査請求の審査を行う審査会を活用してもよいのか。

A7-1-5 「審議会その他の合議制の機関」とは、地方公共団体が条例で定めるところにより、執行機関の附属機関として設置する機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項）であり、具体的には、令和3年改正法の全面施行前の条例に基づき、各地方公共団体で個人情報保護制度について諮問を受けている個人情報保護審議会等の機関を想定しています。また、審査請求の審査を行う個人情報保護審査会が当該機関の役割を担うことも想定されます。（令和4年4月追加）

※改正個人情報保護法の規律に関するQ&A[令和3年6月時点暫定版](③参照)

3 個人情報の取扱い

3-1-4 個人情報の取得や目的外利用・提供、オンライン結合を検討する際に、客観性を確保する観点等から、その是非について審査会等に諮問することは可能か。

【回答】

法律による全国的な共通ルールの下で、国のガイドライン等により制度の適正な運用が図られることとなり、また、地方公共団体は、必要に応じて、専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることも可能となることから、個別の事案について審議会等の意見を聴く必要性は大きく減少するものと考えられます。

したがって、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されません。

なお、定型的な事例についての事前の運用ルールの検討も含め、審議会等が個人情報保護制度の運用やその在り方についての調査審議を行うことは可能と考えられます。

7 審議会等への諮問

7-1-1 第129条で規定する「特に必要があると認めるとき」とは具体的にどのような場面を想定しているのか。

【回答】

「特に必要があると認めるとき」とは、単に諮問をする必要があるというだけでなく、例えば、以下の場合が想定されます。

- ・ 定型的な案件の取扱いについて、国の法令やガイドラインにしたがった運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合
- ・ 地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合

なお、いわゆる「オンライン結合制限」や目的外利用制限などに関する規律として、個別案件における個人情報の取扱いについて、審議会等への諮問を行うことは許容されません。

■行政機関等匿名加工情報の提供の審議会への諮問

Q&A 6-1 行政機関等匿名加工情報の提供

Q6-1-2 地方公共団体の機関が法第114条第1項の規定に基づき法第112条第1項の提案の審査を行う場合において、法第129条の規定により、審議会等に対して諮問を行うべき旨を法施行条例で定めることは許容されるか。

A6-1-2 法第114条第1項各号に定める基準については、委員会においてその解釈を示すものですが、同項第4号の「事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること」についての審査に当たり参照する基準の策定のために、必要な専門的知見を有する有識者に対して意見聴取を行うことは妨げられるものではなく、法第129条の規定により、法施行条例に定めを置いて、当該基準について専門的知見を有する委員で構成される審議会等に対して諮問することも妨げられません。

なお、この場合であっても、法第114条第1項第4号の適合の有無の判断は「行政機関の長等」が行うものであり、審議会等が実質的な判断を行うことはできないことに留意する必要があります。（令和4年4月追加）

■訂正請求・利用停止請求の開示請求前置

●改正個人情報保護法

（訂正請求権）

第九十条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第九十八条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 開示決定に係る保有個人情報であって、第八十八条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

第百八条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

●Q&A

Q5-8-2 法は、訂正請求や利用停止請求の対象となる保有個人情報について、本人が法の開示決定に基づき開示を受けたもの又は法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたものに限っているところ(法第90条第1項及び第98条第1項)、**法施行条例で規定することにより、本人が開示を受けていない保有個人情報についても訂正請求や利用停止請求の対象とすることはできるか。**

A5-8-2 法は、対象となる保有個人情報の範囲を明確にし、訂正請求及び利用停止請求の制度の安定的運用を図るため、これらの制度について開示を受けた保有個人情報を対象としています。他方、法第108条は、訂正及び利用停止の手續に関する事項について、法第5章第4節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができることとしているところ、**開示を受けていない保有個人情報について訂正請求及び利用停止請求の対象とすることは、これらの請求の前提となる手續に関するものであり、訂正及び利用停止の手續に関する事項に含まれるため、訂正請求や利用停止請求の制度の運用に支障が生じない限りにおいて、そのような法施行条例を規定することは妨げられません。**(令和4年4月追加)

■代理人による開示請求

Q5-3-1 **未成年者とその法定代理人との利益相反が生じるような場合があり得るところ、未成年者の法定代理人による開示請求について、本人の意思を確認することはできるか。また、一律に本人の同意を証する書類の提出を義務付ける法施行条例の規定を設けることはできるか。**

A5-3-1 法定代理人は、任意代理人とは異なり、本人のために代理行為を行う義務はあっても、代理行為に本人の同意は要しないため、本人の意思と独立して開示請求を行うことができます。

法第108条は、開示の手續に関する事項について、法第5章第4節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができることとしていますが、**未成年者の法定代理人による開示請求について、一律に本人の同意を証する書類の提出を義務付けることは、実質的に任意代理のみを認めて法定代理を認めないこととなり、開示請求権について法に定めのない制限を課すものであって開示の手續に関する事項であるとはいえず、そのような規定を法施行条例で定めることは認められません。**

もともと、開示請求に係る保有個人情報について、当該保有個人情報を法定代理人に開示することにより本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報(法第78条第1項第1号に規定する不開示情報)に該当する場合もあるところ、同号該当性の判断に当たって、**必要に応じて本人の意思を確認することは妨げられません。**(令和4年4月更新)

Q5-3-3 **任意代理人からの開示請求について、本人の意思を特に確認する必要があるときに、本人に対して確認書を送付し、返信をもって本人の意思を確認する手續をとることはできるか。また、これを認める法施行条例の規定を設けることはできるか。**

A5-3-3 任意代理人による請求の場合は、法定代理人による請求の場合と異なり本人から委任を受けていることが要件となります。そのため、なりすまし等による開示等請求制度の悪用を防止する観点から、任意代理人の資格を確認することは重要であり、**必要に応じて本人に対して確認書を送付**

し、その返信をもって本人の意思を確認することは妨げられません。また、法第108条に規定する開示の手続に関する事項としてこれを認める法施行条例の規定を設けることも妨げられません。（令和4年4月更新）

■条例への理念規定

Q&A 9 条例と法との関係 9-1 理念規定

Q9-1-1 地方公共団体が定める法施行条例において、基本理念や事業者・市民の責務についての規定を設けることは可能か。

A9-1-1 法の目的や規範に反することがなく、また、事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えることがない限りにおいて、法施行条例上に独自の理念規定を設けることは妨げられません。

（令和4年4月追加）

■特定個人情報の規定

Q9-4-3 令和3年改正法の全面施行前の個人情報保護条例において特定個人情報に関する規定を設けている地方公共団体においては、引き続き特定個人情報に関する規定を定める必要があるのか。規定を定める必要がある場合において、引き続き法施行条例において特定個人情報に関する規定を設けることができるのか、又は、新たに特定個人情報の保護に関する条例を設ける必要があるのか。

A9-4-3 令和3年改正法の全面施行後においては、地方公共団体の機関について法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）により読み替えられて適用される法が直接適用されることになるため、**令和3年改正法の全面施行前の条例の規定のうち法の規定と重複する部分及び番号法により読み替えて適用される法の規定と重複する部分については廃止する必要があります。**

なお、特定個人情報の開示請求等に係る手数料の減免に関する定めなど番号法により読み替えられて適用される法の規定により条例で定めることとされている事項は、必要に応じて条例を定めるとなりますが、条例の形式等については各地方公共団体において判断する必要があります。（令和4年4月追加）

漢人あきこ東京都議

**【調査報告】個人情報保護法改正を受けた東京都62区市町村の対応と
東京都個人情報保護条例**

個人情報保護条例改悪にいかにかに抗するか 先行事例をもとに考える

2022.7.18(月・休)13:30~16:30 @文京シビックセンター

報告:漢人あきこ(東京都議・グリーンな東京)

1.【調査報告】個人情報保護法改正を受けた東京都 62 区市町村の対応 (2022.4 月実施)

調査結果→<https://kandoakiko.com/blog/2022/05/3161/>



<概要>

- ▶ 現条例の規定について 8 項目
- ▶ 改正法を受けた条例改正について
 - ・共通ルールに沿って改正 …34 自治体
 - ・独自の保護措置について規定 … 1
 - ・未定 …27
- ▶ 条例改正時期
 - ・2022(R4)年第4回定例会 …30
 - ・2023(R5)年第1回定例会 … 7
 - ・未定 …22
- ▶ 条例改正に向けて広く意見を求める機会(複数回答)
 - ・付属機関の意見 …37
 - ・パブリックコメント等 …22
 - ・専門家の意見 … 2
 - ・未定 …24

2. 東京都個人情報保護条例

1) 現行の都条例について *個人情報の保護、自己情報コントロール権については限界あり

- 目的 →「都政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」
- 実施機関 →都議会は除外(条例無し)
- 目的外利用、外部提供 →原則禁止をうたってはいるが、「事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当な理由がある」場合は、目的外利用、目的外提供ともに可
- 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持に係る事務 →本人取得、取扱事務の届出などの制限なし
- 管理、利用などにかかる審議会の条例上の関与 →なし

2) 改正法を受けた条例改正について

- 保護条例を廃止し、施行条例制定へ
- スケジュール(予定) 現在、審議会で検討中、パブコメ実施、第4回定例会で改正

3) 法との関係で整理が必要になると思われる論点・見解

- 開示請求権者 任意代理人(請求手続き委任状のみ)の運用、都条例では法定のみ
- 匿名加工情報制度 =民間事業者へのデータ提供・利活用であり、広義のオープンデータ施策
 - ・個人情報ファイル簿の公表 現条例上は公表規定なし
- 個別法に基づき自治体が行う事務の解釈を自治体が行う
 - ・個人情報制度全般の有権解釈権は国に帰属
 - ・有権解釈権を持つ国が示すガイドライン等を踏まえて自治体が個別事案の解釈を実施(ガイドラインの位置づけは自治法上の技術的助言にもあたらないのではないか)

	1.条例等の規定(令和4年4月1日現在)について								2.改正予定	3.条例改正に向けた手続きについて					備考(調査表に特記されたものを再掲)
	(1) 次の①～⑤について制限又は禁止する規定の有無					(2) 自己情報の開示・訂正・利用停止請求についての規定の有無	(3) 自己情報コントロール権の保障を趣旨とした規定の有無	(4) 付属機関を設置する規定の有無	個人情報保護法の一部改正を受けた条例の取り扱い。「共通」=国の共通ルールに沿う。「独自」=独自の保護措置を規定	(1) 改正時期について	(2) 改正に向け、広く意見を求める機会の有無(複数回答可)				
	①要配慮個人情報取得	②要配慮個人情報保有	③本人以外のものからの個人情報の取得	④保有個人情報の外部提供、目的外利用	⑤外部との電算結合(オンライン結合)					付属機関の意見	パブリックコメント等	専門家の意見	未定	その他	
千代田区	有	無	有	有	有	有	有	有	未定	未定				○	
中央区	無	無	有	有	有	有	有	有	共通	未定	○				
港区	有	無	有	有	有	有	有	有	共通	4-4	○				
新宿区	有	有	有	有	有	有	有※	有	未定	未定				○	※目的外利用等の通知規定のみ有
文京区	有	無	有	有	有	有	有	有	未定	5-1	○	○			
台東区	無※	無	有	有	有	有	有	有	未定	5-1	○				※ただし、(1)思想、信条及び宗教に関する事項、(2)人種及び特別な社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項、(3)犯罪に関する事項については、収集禁止事項として条例に既定あり。
墨田区	有	無	有	有	有	有	有	有	共通	5-1	○			○※	※パブリックコメントを行うかは検討中
江東区	無	無	有	有	有	有	無	有	共通	未定	○	○		○※	※個人情報保護制度運営委員会(庁内会議体)
品川区	有	有	有	有	有	有	無	有	未定	未定				○	
目黒区	有	無	有	有	有	有	有	有	共通	4-4	○				
大田区	有	有	有	有	有	有	有	有	共通	4-4	○	○	○		
世田谷区	有	無	有	有	有	有	無	有	未定	5-1	○	○			
渋谷区	有	無	有	有	有	有	有	有	未定	4-4	○				
中野区	有	有	有	有	有	有	有	有	未定	未定				○	
杉並区	有	無	有	有	有	有	有	有	未定	5-1	○	○			
豊島区	有	無	有	有	有	有	有	有	未定	未定				○	
北区	有	有	有	有	有	有	有	有	共通	4-4				○	
荒川区	有	有	有	有	有	有	有	有	共通	5-1	○				
板橋区	有	有	有	有	有	有	有	有	未定	未定	○			○	※付属機関(審議会等)以外に意見聴取するかは検討中
練馬区	有	有	有	有	有	有	有	有	共通	4-4	○	○			
足立区	有	有	有	有	有	有	無	有	共通	4-4	○				
葛飾区	有	有	有	有	有	有	無	有	共通	5-1	○	○			
江戸川区	有	有	有	有	有	有	有	有	共通	未定	○				

	1. 条例等の規定(令和4年4月1日現在)について									2. 改正予定	3. 条例改正に向けた手続きについて					備考(調査表に特記されたものを再掲)
	(1) 次の①～⑤について制限又は禁止する規定の有無					(2) 自己情報の開示・訂正・利用停止請求についての規定の有無	(3) 自己情報コントロール権の保障を趣旨とした規定の有無	(4) 付属機関を設置する規定の有無	個人情報保護法の一部改正を受けた条例の取り扱い。「共通」=国の共通ルールに沿う。「独自」=独自の保護措置を規定	(1) 改正時期について	(2) 改正に向け、広く意見を求める機会の有無(複数回答可)					
	①要配慮個人情報の取得	②要配慮個人情報の保有	③本人以外のものからの個人情報の取得	④保有個人情報の外部提供、目的外利用	⑤外部との電算結合(オンライン結合)						付属機関の意見	パブリックコメント等	専門家の意見	未定	その他	
八王子市	有	無	有	有	有	有	有	有	共通	4-4	○	○				
立川市	有	無	有	有	有	有	有	有	共通	4-4			○			
武蔵野市	有	無	有	有	有	有	無	有	独自	4-4	○	○				
三鷹市	有	有	有	有	有	有	有	有	未定	4-4	○	○				
青梅市	有	有	有	有	有	有	無	有	共通	その他※	○					※令和4年12月議会を予定していますが決定ではありません。
府中市	有※	無	有	有	有	有	有	有※	未定	未定				○		1-(1)府中市個人情報の保護に関する条例には「要配慮個人情報」の規定はないが、同条例第8条に規定するセンシティブ情報については規定があるため「有」と回答する。 1-(4)設置根拠は、府中市情報公開条例第34条である。
昭島市	有	有	有	有	有	有	有	有	未定	4-4	○	○				
調布市	有	無	有	有	有	有	有	有	共通	4-4	○	○				
町田市	有	無	有	有	有	有	無	有	共通	未定	○					
小金井市	有	有	有	有	有	有	有	有	未定	4-4	○	○				
小平市	有	無	有	有	有	有	無	有	未定	4-4	○			○		
日野市	有	有	有	有	有	有	有	有	共通	4-4	○	○				
東村山市	有	無	有	有	有	有	有	有	共通	4-4	○	○				
国分寺市	有	有	有	有	有	有	無	有	未定	未定				○		
国立市	有	有	有	有	有	有	有	有	未定	4-4	○	○				
福生市	有	有	有	有	有	有	無	有	共通	4-4				○		
狛江市	有	無	有	有	有	有	有	有	共通	未定	○	○				
東大和市	有	無	有	有	有	有	有	有	未定	4-4	○	○				
清瀬市	有	無	有	有	有	有	無	有	未定	未定	○	○				
東久留米市	有	有	有	有	有	有	有	有	共通	未定				○		
武蔵村山市	有	有	有	有	有	有	有	有	共通	4-4	○	○				
多摩市	有	有	有	有	有	有	有	有	共通	4-4	○	○				
稲城市	有	無	有	有	有	有	無	有	未定	未定				○		
羽村市	有	無	有	有	有	有	無	有	共通	4-4						※3-(2)は回答なし
あきる野市	無	無	有	有	有	有	無	有	共通	その他※	○					※令和4年第1回定例会12月定例会議
西東京市	有	有	有	有	有	有	有※	有	未定	未定				○		※目的外利用及び外部提供をした場合の本人通知の規定のみ 有

	1.条例等の規定(令和4年4月1日現在)について					2.改正予定		3.条例改正に向けた手続きについて					備考(調査表に特記されたものを再掲)			
	(1) 次の①～⑤について制限又は禁止する規定の有無					(2) 自己情報の開示・訂正・利用停止請求についての規定の有無	(3) 自己情報コントロール権の保障を趣旨とした規定の有無	(4) 付属機関を設置する規定の有無	個人情報保護法の一部改正を受けた条例の取り扱い。「共通」=国の共通ルールに沿う。「独自」=独自の保護措置を規定	(1) 改正時期について	(2) 改正に向け、広く意見を求める機会の有無(複数回答可)					
	①要配慮個人情報の取得	②要配慮個人情報の保有	③本人以外のものからの個人情報の取得	④保有個人情報の外部提供、目的外利用	⑤外部との電算結合(オンライン結合)						付属機関の意見	パブリックコメント等		専門家の意見	未定	その他
瑞穂町	有	無	有	有	有	有	無	有	共通	4-4				○		
日の出町	有	有	有	有	有	有	有	有	共通	4-4	○					
檜原村	有	有	有	有	有	有	無	有	共通	4-4				○		
奥多摩町	有	有	有	有	有	有	有	有	未定	4-4				○		
大島町	有	有	有	有	有	有	無	有	共通	未定				○		
利島村	無	無	有	有	有	有	無	無	共通	4-4				○		
新島村	無	無	有	有	有	有※	無	有	共通	4-4				○	※利用停止請求についての規定はありません。	
神津島村	有	有	有	有	有	有	有	有	共通	4-4				○		
三宅村	有	有	有	有	無	有	有	有	未定	未定				○		
御蔵島村	無	無	無	無	無	無	無	無	未定	未定				○		
八丈町	無	無	有	有	有	有	無	有	共通	その他※	○	○			令和4年3定	
青ヶ島村	無	無	無	無	無	無	無	無	未定	未定				○		
小笠原村	無	無	無	有	有	有	無	有	未定	未定				○		

奥山たえこ杉並区議

杉並区における答弁の推移、

審議会での（条例改正の）審査、対処方法について

個人情報保護条例改悪にいかにかするか

—先行事例をもとに考える

杉並区における答弁の推移、審議会での(条例改正の)審査、対処方法について

奥山たえこ(杉並区議会議員・無所属。情報公開・個人情報保護審議会委員)
090-9147-8383、okuyamataeko@gmail.com

を作ってきた。杉並は昭和62(1987)年。区の先進性、誇りのようなものがある。上乘せ横出しと言うところは、かなり厳しいが、国が出してきたサンプル条例を雛形に横流しすると言う事は考えていない。

奥山：多くの自治体は財政力もない、23区の(特人厚)法務部のような準備もない。杉並区は範を垂れる位のプライドを持ってやってもらいたい。

→答弁：誇りを持っている。今時点で明暗があるわけではないが前向きに考えて参りたい。

→答弁：外部結合ですが類型的な指紋が今後できなくなる。一方で審議会の位置づけはかなり大きいものがあると思っている。どういう風にすれば個人情報が守られていくのか検討したいと思っている。

資料2と国がこうおっしゃるの、その持論は強うだ

3 杉並区個人情報保護条例の改廃等に向けた基本的な考え方検討部会

※添付資料は、この部会での資料。「基本理念について」はその一部

・A委員：各地で条例改正に関わっていますが、議会等から個人情報保護のレベルが下がるのはいかなものかと言う意見が出ている。(自分が欠席した)前回の審議会ではどうでしたか。

→答弁：委員会からも、懸念の意見が出た。私たちとしても誇りを持って取り組んで行く。

・B委員：保護委員会に従うようにとは高圧的だ。事務局は、チャレンジして欲しい(笑い声あり)。

・事務局が「議題論点シート」を提出、それに沿って意見出し。条文は「『専門家』が作成します」(事務局)→「●●先生(=部会員)は専門家ですけど」(部会員)

4 条例改正に対する傾向と対策

スケジュール(別紙1)より、施行時期から遡ると、

・議会に条例案が提出された時期(2月)では遅い。修正はほぼ無理(地方議会では、国会と異なり、条例案の修正はほぼない)

・パブコメの時期でもやや遅い。出来ても表面的な微調整にとどまる。

・条例案を揉んでいる時期(←杉並はいまココ)に容喙することが肝要

→審議会委員や議員として意見・要望を伝える。

市民は、意欲的な議員を通じて、または議会や首長に要請する。

- 5 (1) 要請内容は具体的なものが必要(条文への指摘など)。勉強会が必要か
- (2) 議会の条例をどうするのか

1 議会での質疑に対する答弁 → 「ガイドラインがー」に終始

質疑の一例：奥田雅子さんは生活者ネットワーク所属。

他には、同じ会派の議員、共産党、奥山外が、このテーマで質問している。

令和 4年予算特別委員会-03月07日-04号(議事録より、そのまま引用)

◆奥田雅子 委員(いのち・平和クラブ)

自治体が保有する個人情報についての責任は自治体にあるということはありませんが、国は、個人情報保護や情報の流通について、改正法に規定がないものを条例に定めることを想定していないことから、法に反しない範囲でしか条例には盛り込めないことになりま。そのため、自治体の条例が個人情報保護のための制度ではなく、画一的な施行条例になってしまうという懸念があります。

また、改正法では、個人情報の定義は「生存する個人」とされたため、死者に関する情報を条例で個人情報に含められないことや、これまで条例で定めてきた本人からの直接収集原則やセンシティブ情報の原則収集禁止が改正法ではないこと。オンライン結合の原則禁止についても、国は個人情報の流通に重きを置いているため、情報の有効活用の考えにそぐわないものは認めないなど、さらには、個人情報審議会の在り方の問題など、多くの懸念材料が存在していると考えていますが、区の認識はいかがか。

◎情報政策課長 今般の個人情報保護制度の見直しでございますが、こちらは個人情報の保護とデータの流通の両立、国際的な制度との調和を図るために、全国的な共通ルールを定めるもの、そうした趣旨であると認識してございます。

今委員がお話しになりました項目につきましては、今後国から示されるガイドラインなどに詳細な説明が盛り込まれるものと存じますので、その内容を確認の上、適切な対応を図っていきたく考えてございます。

奥山に答弁=地方自治の本質を否定するものでは無い

2 杉並区情報公開・個人情報保護審議会での部会設置に際しての質疑の概要

・審議会の構成メンバー：区民 10人以内、区議会議員 6人以内、学識経験者 5人以内(部会は、学識経験者で構成)

★2022年6月14日審議会：答弁の色合いが変わってきた

会長：専門部会において素案を作る。審議会で見解を受ける。必要な修正をする。

奥山：2、3点、お聞きしたい。(質疑の内容は省略)

→答弁：国が個人情報を制定したのは平成11年、自治体の方が国に先んじて条例

今後のスケジュールについて

(1) 条例改廃までのスケジュール (予定)

令和4年						令和5年				
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
情報公開・個人情報保護審議会諮問 (14日)	部会① (4日) 部会② (29日)		部会③ (5日)	情報公開・個人情報保護審議会答申 (10月末～11月上旬)	区民等の意見提出手続き (30日間)		条例審議	条例案提出	新条例公布	新条例施行 (1日)

(2) 部会スケジュール (予定)

日時・会場	審議内容 (予定)
【第1回】 令和4年7月4日(月) 14時～17時 第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・区の基本理念 ・開示請求等の手数料、手続 ・条例要配慮個人情報 等
【第2回】 令和4年7月29日(金) 14時～17時 第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・前回議論の確認 ・杉並区情報公開条例との整合性 ・個人情報取扱事務登録簿の作成・公表 ・審議会への諮問に関する規定 等
【第3回】 令和4年9月5日(月) 14時～17時 第7会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・前回議論の確認 ・その他の論点 ・審議会に提出する報告書案の確認

議題 (1) 区の基本理念について

関係規定 (現行)	杉並区個人情報保護条例第3条、第4条、第5条
関係規定 (改廃後)	改正個人情報保護法第3条、第5条
新条例への 規定の可否	<ul style="list-style-type: none"> ・法と重複する内容の規定を条例で定めることは、同一の取扱いについて適用されるべき規定が法と条例とに重複して存在することとなるため、法の解釈運用を委員会が一元的に担うこととした令和3年改正法の趣旨に照らし、許容されない。 (個人情報保護法ガイドライン(行政機関等編)11(P74)) ・法の目的や規範に反することがなく、また、事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えることがない限りにおいて、法施行条例上に独自の理念規定を設けることは妨げられない。 (個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)9-1-1(P25))
課題	改正個人情報保護法(以下「改正法」という。)の規定と重複しない範囲で、杉並区の個人情報保護に対する姿勢をどのように規定することができるか検討する必要がある。
事務局案	<p>杉並区の個人情報保護への姿勢を明らかにするため、新条例に以下の事項を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民の基本的人権を尊重し、個人情報の保護に努めること。 ・国の個人情報保護法の制定(平成11年)に先駆けて杉並区個人情報保護条例を制定(昭和61年)するなど、個人情報保護に関する先進的な取り組みを行ってきた経緯に誇りを持ち、今後も同様の姿勢で個人情報の保護に努めること。 ・デジタル技術の導入による区民サービスの向上、効率的な行政運営を目指しながらも、個人情報の取り扱いにあたっては十分なセキュリティ対策を施し、情報漏えい等の事件、事故の防止に努めること。
事務局案の 考え方	<p>改正法の理念規定は、個人情報の適切な取り扱い及びそのために必要な施策の制定にとどまっている。区は、これまでの個人情報保護への考え方や取り組みを踏まえつつ、行政のデジタル化を進めながら引き続き個人情報の保護に努めていく考えである。</p> <p>また、現行条例第4条及び第5条に規定されている事業者の責務、区民の責務について、新条例において引き続き同様の規定を設ける。</p>
部会委員か らのご意見	

原田富弘さん

東京都世田谷区における個人情報保護条例改正の検討

東京都世田谷区における個人情報保護条例改正の検討

●世田谷区の個人情報保護条例の経過

1976年7月 電算条例（東京都世田谷区電子計算組織の運営に関する条例）施行

記録事項等の制限（センシティブ個人情報の電算への記録禁止）

外部結合禁止（通信回線等を利用する電算機の有機的結合または端末機の利用は区に限定）

電子計算組織運営管理審議会の設置、記録項目の追加・変更・廃止・外部提供・委託の諮問

個人情報記録事項の本人開示、変更・廃止・訂正の申出

1992年4月 世田谷区個人情報保護条例施行

●条例改正の検討経過

世田谷区サイト<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/002/002/001/d00198136.html>

2022年2月10日、情報公開・個人情報保護審議会に「令和3年個人情報保護法改正に伴う世田谷区における個人情報保護制度等の見直しに向けての考え方について」諮問。小委員会を設置し検討

（1）小委員会委員

齊木 秀憲（国土舘大学法学部・大学院法学研究科教授 委員長 ※審議会副会長）

山田 健太（専修大学文学部ジャーナリズム学科教授 ※審議会会長）

土田 伸也（中央大学法科大学院教授）

菅野 典浩（弁護士）

高山 梢（弁護士）

中村 重美（世田谷地区労働組合協議会）

（2）オブザーバー委員

山辺 直義（弁護士、システム監査技術者）

●小委員会の審議経過

（1）第1回（令和4年3月23日（水））

- ・基本方針
- ・開示、訂正、利用停止（手数料）
- ・開示、訂正、利用停止（手続）
- ・行政機関等匿名加工情報の提供
- ・定義（条例要配慮個人情報）

（2）第2回（令和4年4月21日（木））

- ・前回小委員会の論点整理
- ・開示、訂正、利用停止（不開示範囲）
- ・個人情報業務登録簿等の作成・公表
- ・審議会への諮問

（3）第3回（令和4年5月12日（木））

- ・定義（条例要配慮個人情報）（第1回からの継続審議）
- ・区議会の取扱い
- ・開示請求、訂正請求、利用停止請求の請求権者
- ・小委員会報告書（たたき台）

●今後の予定（2021年12月24日個人情報保護審議会その他報告資料No2より）

2022年6月30日 答申を区長に提出

9月 企画総務常任委員会（個人情報保護条例等改正（素案）、区民意見募集

2023年 2月 令和5年第1回区議会定例会（個人情報保護条例等改正（案）提案）

4月 改正個人情報保護条例等の施行

●小委員会報告（2022.5.31）の考え方概要

https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/002/002/001/d00198136_d/fil/0531.pdf

1 新たな個人情報保護制度を構築するうえでの「世田谷区の3つの基本方針」

「……小委員会としては、この法改正の趣旨を踏まえつつも、この間、世田谷区が一貫して区民の個人情報保護のために多くのことを積み上げてきたことを失することなく今後も継続させていくため、以下のとおり、令和5年4月1日以降の世田谷区の新たな個人情報保護制度を構築するうえで、3つの基本方針を定めた。この基本方針を踏まえ、世田谷区として、新たな個人情報保護制度を構築することを求めるものである。」

- 1 世田谷区はこれまで実施してきた、区民の個人情報保護に係る先進的かつ丁寧な保護施策を維持・発展させるよう努めること。
- 2 区が扱う個人情報は、原則、区民が情報主体であることを十分に意識し、今後は一層、その実効性を担保しうる運用上の工夫に努めること。
- 3 行政への区民参加・区民監視の制度として審議会制度が有効であることを確認し、情報公開・個人情報保護審議会を今後も十分に機能させていくこと。

2 開示、訂正、利用停止（手数料）

現行条例の規定と同様に保護施策を「維持」し、手数料を「無料」とすることは妥当

3 開示、訂正、利用停止（手続）

※現行条例では、①「開示決定」の期限を原則15日以内、②「訂正決定」の期限を原則20日以内③「利用中止決定」の期限を原則20日以内

※改正法では、①「開示決定」の期限を原則30日以内、②「訂正決定」の期限を原則30日以内、③「利用停止決定」の期限を原則30日以内

原則として、現行条例と同様の運用とすることに賛同。「訂正決定」及び「利用停止決定」については、これまでの保護施策を「発展」させるため、「開示決定」と同様に原則15日以内に短縮させることが望ましい。

4 開示、訂正、利用停止（不開示範囲）

情報公開条例の不開示情報と規定の表現は相違点が見受けられるものの、実質的な観点で相違するものは見受けられないことから、新たな条例での調整規定は不要

5 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の請求権者

※現行条例では、本人以外の開示等請求について、未成年者又は成年被後見人の法定代理人のみが本人に代わって開示請求することができる。「任意代理人」の請求を認めていない。

※改正法では、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は「任意代理人」（本人の委任による代理人）は、本人に代わって開示等請求が可能。

「任意代理人」による請求にあたっては、「任意代理人」の本人確認はもとより、請求者本人の意思確認を適正・厳重に行ったうえで、国から示されたなりすまし防止策等を積極的に講

じる等、個人情報の保護に努めることが必要である

6 行政機関等匿名加工情報の提供

「世田谷区の3つの基本方針」の2点目のとおり、区民が情報主体であるという点を十分意識して極めて慎重に検討していく必要があるため、令和5年4月1日の導入は見送ることとするのが妥当

※意見① 区では、具体的にどのような情報を加工して事業者に対して提供することを想定しているか教えて欲しい。

② パブリックな側面がある一方、区民本人からすると不安が拭えない側面もあり、これは、「世田谷区の3つの基本方針」の2点目の趣旨を考慮する必要がある。このことから、単に他の自治体が導入する予定がないという消極的理由ではなく、当該基本方針に従って極めて慎重に検討していく姿勢を示すべきだ。

7 定義（条例要配慮個人情報）

「DV等の情報は、個人に対し心身の危険が生じていることに伴い保有する情報であって、区においては、過去に漏洩事故により当該区民に損害を生じさせてしまった事例もあることから、その取扱いにおいて特に配慮を要すると考えるのが妥当であると思料する。

しかし、条例要配慮個人情報を規定するにあたっては、改正法の規定のとおり、「地域特性その他の事情に応じ」特に配慮を要するものであることが条件となるが、区において過去に漏洩事故を起こし区民に損害を生じさせたという過去の事例を踏まえ、DV情報のような個人の心身・生活に危険が生じたことに伴い取得する情報を、「その他の事情に応じ」特に配慮を要するものとするのが法令解釈を逸脱しないか、個人情報保護委員会に改めて照会して確認する等、引き続き検討を要する。

また、DV等の情報を条例要配慮個人情報に規定できる場合であっても、区が保有する区民の様々な個人情報のうち、他にいかなる情報が条例要配慮個人情報に該当するか、その該当性や基準についても検討を要する。なお、LGBTやDV等の情報については、条例化するか否か引き続き検討を要するものの、条例化しない場合であっても何らかの手当をする必要がある。」

8 個人情報業務登録簿等の作成・公表

「改正法のとおり、世田谷区がこれまで作成してきた、個人情報ファイル票を発展させ、個人情報ファイル簿を作成・公表することが望ましい。なお、個人情報業務登録票、外部委託記録票、目的外利用記録票及び外部提供記録票については廃止することに異議はないが、今後も、これらに該当する業務において個人情報が適切に管理されるよう、内部管理として庁内のチェック体制を構築すべきである。具体的なイメージとしては、現在の審議会の諮問事項の「審議のポイント」を基本とし、改正法の趣旨と照らし合わせて詳細な基準を設定することを考えていただきたい。

また、「世田谷区の3つの基本方針」の3点目のとおり、審議会機能を充実させるため、その基準の策定の際には、適切な基準となるよう審議会からの意見も十分取り入れていただきたい。さらに、外部委託、外部提供、目的外利用等を行った一定（要配慮個人情報にかかる事業）の案件

については、審議会へ事後報告とし、審議会が必要と認めた場合には、事業該当所管課から説明を聴くこととしたい。加えて、区民の自己情報コントロール権を担保すべく、審議会へ報告した案件一覧を区のホームページで公表することを求める。最後に、「1,000人未満」の個人情報ファイル簿の作成・公表について、小委員会としては、情報主体である区民の自己情報コントロール権を担保し、かつ、区民の個人情報は重要であり取扱い件数による差異を設けることは適切ではないと考えるため、人数による区分を設けることなく、国が対象外とする「1,000人未満」も対象とした個人情報ファイル簿を作成・公表することが望ましい。」

9 審議会への諮問

「改正法第129条では、「条例で定めるところにより、・・・個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる」旨規定しており、今後も必要に応じて審議会から意見を聴き、審議会機能を担保すべきである。

次に、「世田谷区の3つの基本方針」の3点目のとおり、これまで審議会が担ってきた区民監視や区民監査の側面を生かし、個人情報の保護措置に係る内部管理の一環として、引き続き、個人情報が適切に管理されるよう、**内部管理として庁内のチェック体制を構築すべき**である。具体的には、現在の審議会の諮問事項の「審議のポイント」を基本とし、改正法の趣旨と照らし合わせて詳細な基準を設定することを考えていく必要がある。そして、適切な基準となるよう審議会から意見を聴いたうえで、適切に基準を策定して欲しい。

さらに、**外部委託、外部提供、目的外利用等を行った一定（要配慮個人情報にかかる事業）の案件については、審議会へ事後報告とし、審議会が必要と認めた場合には、事業該当所管課から説明を聴くこととしたい。**

加えて、区民の自己情報コントロール権を担保すべく、**審議会へ報告した案件一覧を区のホームページで公表することを求める。**

最後に、改正法の枠組みにおいて、これまで担ってきた審議会の位置づけが変容した結果、審議会の機能と役割への影響が想定されるものの、審議会の委員数・構成については、令和5年4月1日施行の時点においては現状維持とすることが妥当である。その後、令和5年度以降の審議会の審議状況を踏まえ、改めて検討を行う必要がある。」

10 区議会の取扱い

「区議会単独で、改正法の趣旨に則った新条例を制定する方向であることを踏まえ、小委員会としてもその考えは尊重すべきと考える。

また、区議会において改正法の規定内容を盛り込んだ区議会の新条例を制定した後、これまでと同様に、適切に個人情報を管理・運用していくべきものとする。」

●個人情報保護条例についての地域での取り組み

個人情報保護条例を考える市民と区議会議員の懇談会を、羽田区議とせたがや市民講座の呼びかけで2021年3月4日、2022年3月2日と開催。個人情報保護法改正の動向と世田谷区の条例について、せたがや市民講座の原田と審議会委員の中村地区労議長から報告を受け、立憲・社民、共産、生活者ネットなどの区議が参加し懇談。次回、7月29日に開催予定。

館野公一さん

国立市における新たな個人情報保護制度に関する陳情

国立市議会議長 青木 健 様

陳情者 国立市 [REDACTED] [REDACTED]
国立市 [REDACTED] [REDACTED]
国立市 [REDACTED] [REDACTED]

国立市における新たな個人情報保護制度に関する陳情

【陳情の趣旨】

2021年の個人情報保護法改定で、議会を除く地方自治体の行政機関の個人情報保護制度が、全国的な共通ルールに規定されることになりました。しかし、行政機関の個人情報保護制度については、地方自治体の条例が先駆的な役割を果たして、国の法律は周回遅れで付いてきたのが実情です。しかも、日本で最初の個人情報保護法制は、1975年に策定された「国立市電子計算組織の運営に関する条例」とされ、現行の国立市個人情報保護条例も、2000年に市議会で全会派提案で「情報公開及び個人情報保護に関する条例の改正を求める決議」の可決を受けて、2002年に制定されたものです。

また、2015年陳情第4号「個人情報保護条例に関する陳情」が全会一致で採択され、番号制実施に伴う条例改正に当たっても、国立市民の安全のために個人情報を厳しく守ることが目指されました。

残念ながらこの先駆的な条例から、市議会を除く実施機関は外れることとなり、改正個人情報保護法が施行される2023年4月1日までに新たな個人情報保護に関する条例を制定することになります。

一方で、自治体議会については共通ルール化の対象ではなく、現行の個人情報保護条例の体系に留まります。市議会がリードして、先進的な国立市の個人情報保護制度がこれまで制定・運用されてきた経緯を鑑み、執行機関の新たな条例検討プロセスとの間でしっかり調整される必要があります。

その街に住む人の命と暮らしを守り、個人情報を保護するのは自治体の責務です。共通化により個人情報保護の質を低めることはあってはなりません。市民が安心して暮らせる地域であり続けるために、条例の精神を継承した個人情報保護のシステムを求めます。

【陳情事項】

1. 執行機関の新たな個人情報保護条例において、これまでの先駆的な国立市の個人情報保護の質を低めることがないように、現行の個人情報保護条例の精神を出来得る限り引き継いでください。
2. 市議会の個人情報保護制度の検討にあたっては、執行機関としっかり調整し、現行の個人情報保護制度と条例の条文を出来得る限りそのまま引き継いでください。

藤代政夫さん

私たち市民が作った条例がなくなる??

千葉県鎌ヶ谷市への申し入れと回答

私たち市民が作った条例がなくなる??

——『個人情報保護条例』の国家一元化——

2021年5月「デジタル関連6法案」が成立。『デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律』のなかの“個人情報保護法等”が改正され今年2022年4/1からは一部施行で個人情報保護法・行政機関個人情報保護法・独立行政法人個人情報保護法の三本が一本化され「個人情報保護法」に、“個人情報保護委員会”に一元的に所管されることになりました。

そして来年2023年春全面施行に向けて“地方自治体の個人情報保護条例の国の法律への一元化”が動き始めています。個人情報保護委員会からは「個人情報保護法の規律の考え方」「ガイドライン」が出されてきました。

デジタル関連法の目的は、デジタルによる情報の一元化（管理）、ビッグデータの利活用です。そのため特に個人情報保護規定がそれぞれの団体の違いから2000個問題とされデータ流通の障碍だとその是正が要求されています（個人情報保護ではなく民間企業の利活用のため）。

その流れの中で全国の地方自治体の持っている個人情報保護条例を国の作った個人情報保護法の趣旨にのもとに一元管理することが始まりました。

国（2005年から）よりも早い段階で各自治体（国立市1975年から）は自主的に個人情報保護のための条例を作って住民の情報を保護してきました。然るにそれぞれの条例を「一旦リセット」して法律の“施行条例”にしようとしています。個人情報保護委員会のQ&Aではなぜか各自治体の条例といわず「法施行条例」と記載しているのです。

主な項目でも「死者に関する情報」「議会の扱い」「要配慮個人情報について」「オンライン結合制限」「審議会の諮問」について、今自治体が規定している条例内容を今後は条例として規定することを認めないといった「条文解釈（ガイドライン）」が個人情報保護委員会から出されています。

各自治体の首長、市民、弁護士と多くの方々からこれでは地方自治の否定だし個人情報保護制度の劣化だと批判されています。このままでは私たち市民が作った条例がなくなってしまうのです。住民一人ひとりの判断が求められます。

《自治体の「自治の本旨」「条例制定権」「解释权」と国の通知・技術的助言》

個々の項目の検討に入る前に今回の個人情報保護委員会が出している改正個人情報保護法解釈の“ガイドライン”が持つ法的効力は？各自治体の権限はいかなるものかを明らかにしましょう。

国と地方との関係は2000年の“地方分権一括法”によって国と地方自治体とは「対等」になりました。ですから“国の包括的な指揮監督権があり法令の解释权についても地方自治体を拘束する制度である＝機関委任事務は全廃されたのです。その結果地方自治体には”法令の自主解释权“があるようになり、又、憲法92条の”地方自治の本旨“からも憲法94条の”条例制定権“が自治体の権利として認められているので

す。だから日弁連（2021年11/16 地方自治と個人情報保護の観点から個人情報保護条例の画一化に反対する意見書）も主張するように”もともと地方公共団体の保有する個人情報の取り扱いは地方自治体に居住する住民に対する行政サービスを行う前提として行われている自治事務（地方自治法2条）なのです。“それ故”法令に基づいて・・・個人情報を活用しようとする場合であっても、地方自治法に照らして国には地方自治体が地域の特性に応じて事務処理することや、地方自治体の自主性及び自立性への配慮が求められるのです“。

ですから国からの自治体への文書はこれまでのような「通達（機関委任事務のケース）」ではなくなり「通知（技術的助言）」として出されることになったのです。

にもかかわらず個人情報保護委員会は改正個人情報保護法の解釈としての「ガイドライン」を示し、多くの事柄について「自治体が条例で規定することは許容されない」と示したのです。

ではこの『ガイドライン』の法的効力はどのようなものなのでしょうか？

ガイドラインの中での記載では“個人情報保護委員会は個人情報保護法の一元的な解釈権限を有する”としながらも“ガイドラインとは規律の考え方や解釈、法律に基づいて行う標準的な事務処理の要領などを示すための資料”と。まさに『技術的助言』なのです。

以上の観点から鎌ヶ谷市の個人情報保護条例の内実が守れるかを考えて見ましょう。

≪**鎌ヶ谷市の個人情報保護条例はどうなってしまうのか？**・・・・・・・・≫

Q、個人情報保護施策の対象は議会に及ぶのか？

鎌ヶ谷市の条例：2条では議会も規制対象になっています。

国の個人情報保護法では：国会も地方議会も規制対象になっていません。

個人情報保護委員会のガイドラインでは条例の中に規定することは認めない。別立てで議会が自律的に対応しなさいと。

***（藤代の考え）**：議会においても住民の個人情報保護施策はとられるべきです。きちんと制度を作るべきです。

Q、「死者」についての個人情報保護規定は？

市の条例：個人情報の定義が“個人に関する情報であって特定の個人が識別され又、識別されうるもの”ですので死者の個人情報も入ります。

国の保護法：個人情報の定義は“生存する特定の個人に関する情報であって当該生存する特定の個人を識別することができる情報”と。

ガイドラインでは“個人情報保護条例には規定できません。個人情報保護制度とは別の制度として条例規定してください”と。

***何らかの方法で鎌ヶ谷市としては死者の個人情報保護制度を作る必要があります。**

Q、要配慮個人情報については？

市の条例：7条“思想・信条及び宗教に関する個人情報ならびに社会的差別の原因となる個人情報の収集はしてはならない”（原則収集禁止）

ただし例外として(1)法令条例又な規則に定めがあるとき(2)審議会の意見を聞いたうえで事務の目的達成のために必要があると認められるときは認めると保護規定をしています。

国の保護法：“信条・社会身分・病歴・犯罪歴・犯罪被害の事実・心身の機能障害・健康診断・医師の指導等”を要配慮個人情報に規定。

ガイドラインでは、“思想・宗教を条例で「条例要配慮個人情報」として規定することは可。しかし「取得・提供に関する独自規律は許容されない」と。

＊鎌ヶ谷市は収集原則禁止で審議会の意見を聴いて対応するということを規定しているが保護委員会はこれを「許容されない」という。

鎌ヶ谷市は2020年10/15千葉県からの照会「地方公共団体の個人情報保護制度のあり方検討に関する調査」への回答で「特定の個人情報の取得の必要性に疑義が生じた場合など専門的見地から意見を聴く可能性があるため」審議会に意見を聴く必要があると答えています。

住民の個人情報保護のためには条例できちんと規律を制定しておくべきです。

Q、オンライン結合について？

国の保護法：オンライン結合についての規定なし。

ガイドラインでは、安全性確保を実施しているから「条例で情報の取り扱いを特に制限することは許容されない」と。

市の条例：9条の2、オンライン結合について「法令等に定めのあるとき、公益上の必要性その他相当の理由がありかつ、個人情報保護のために必要な措置が講じられていると認められる場合でなければオンライン結合により外部提供をしてはならない」「オンライン結合による外部提供をしようとするとき・・・審議会の意見を聴かなければならない」と。

又、県への照会回答で鎌ヶ谷市はオンライン結合について審議会の意見を聴く必要性を「特定の個人情報の取得の必要性に疑義が生じた場合など専門的見地から意見を聴く可能性があるため」と答えています。

＊条例規定は許容されないとガイドラインで個人情報保護委員会は言っているが、日弁連(11/16意見書)は指摘します「・・・オンライン化における安全性の確保はデジタル社会を成立させるための基盤であり、原則禁止はそのような基盤に資する制度である。デジタル社会を進める上でどのような規制が望ましいかは検討、改善し続ける課題であり地方自治体がオンライン結合について規制を設けることを全面的に禁止することはこれまでの地方自治体の実績を否定し、デジタル社会におけるリスクを増大させ個人情報保護の後退をもたらすものである」と。

鎌ヶ谷市は条例でオンライン結合について制限を規定すべきです。

Q、審議会への諮問について？

鎌ヶ谷市の条例：7条2項要配慮個人情報の収集について、7条3項本人収集の例外、9条外部提供について、9条の2オンライン結合、15条開示請求について、27条不服申立てについて「審議会への諮問等」が規定されています。

又、県への照会回答で市は鎌ヶ谷市の審議会の機能は①個人情報保護制度の運用一般に関する調査を行い制度の立案・改善等に関し意見を述べる②条例の個別の

事案についての運用に関し意見を述べる。(要配慮個人情報の取得、目的外利用・提供、オンライン結合制限など) ③開示等の決定に対する審査請求について実施機関の諮問に対し答申を行う。があると答えています。

しかし国の個人情報保護法やガイドラインでは：「個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合に限って審議会に諮問できる」 「個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは許容されない」と。

☒ガイドラインに従うと審議会によって具体的に個人情報の保護を図っていこうとすることが出来なくなってしまいます。

日弁連は批判(11/16 意見書)します。「地方公共団体の個人情報保護に関する審議会の役割を制限することは地方自治・住民参加・情報公開の理念に反する。個々の地方公共団体で審議する事項については当該自治体がみずから定めるべきことであり、個人データの流通をことさら阻害するものでないならば法律によって制限する合理性はない」と。

すべからず自治体の持っている個人情報(ビックデータ)を自由に利活用させるため、
“個人情報保護のためにそれぞれの自治体で実施している施策”を「許さない」のでは
何のための個人情報保護法、条例なのか？

デジタルビックデータの一元管理と利活用が果たして誰のためのものなのか？どう
見ても住民一人一人の利益のための法令になってはいないように思われます。

1%のグローバル企業のために各自治体の「地方自治」を壊してもいいものなのか
大いに疑問です。

「民主主義と自治そして平和主義」藤代政夫 047-445-9144
*これまでの活動はHPの「活動報告」をご覧ください。

申し入れ

鎌ケ谷市長 芝田ひろみ様

2022年6月17日

「民主と自治の会」

藤代政夫

渡邊俊彦

戸部光枝

連絡先：445-9144

日頃より鎌ケ谷市民の個人の尊厳を尊重する市政運営にご尽力くださり敬意を表します。

デジタル関連6法案の成立から1年たちますが、今年4月1日から改正個人情報保護法の一部施行が始まり、来年春に全面施行となり鎌ケ谷市をはじめ地方自治体の個人情報保護条例と改正個人情報保護法との調整をしなければなりません。

個人情報保護委員会からは「・・・法の規律の考え方」「ガイドライン」が出されています。

しかし個人情報ビッグデータ利活用のため、2000個問題の解消のためとはいえあまりにも条例制定が「許容されない」項目が多く出されています。

歴史的には各自治体が早くから（国立市1975年から、国は2005年から）個人情報保護のための条例等を作って住民の情報の保護をしてきたことから地方自治体の自主性・自立性が尊重されなければならないと思われまます。

鎌ケ谷市民の個人情報保護のための施策を十二分に展開するのが市の役割だと考えます。

そこで来年に向け鎌ケ谷市はどのように対応しているのか？又、どのように鎌ケ谷市が住民と共に作ってきた個人情報保護条例の施策を守り拡充していくのかお伺いいたします。

- ① 鎌ケ谷市は来年に向けて改正個人情報保護法と市の個人情報保護条例との関係を審議会等にかけて検討していますか？
- ② 2000年地方分権一括法により国と市とは対等になりました。通達もなくなり通知（技術的助言）になりました。鎌ケ谷市には地方自治の本旨により条例制定権、法令の自主解釈権があると理解しますが、その様な理解でよろしいでしょうか？鎌ケ谷市の考えを教えてください。
- ③ 2020年10月15日千葉県からの照会「地方公共団体の個人情報保護制度のあり方検討に関する調査」への回答で示された鎌ケ谷市が考えていることが今回個人情報保護委員会のガイドラインでは「許容されない」ことになりそうなケースが多く出てきています。鎌ケ谷市は具体的にどう対応するか教えてください。
 - i) 議会が規制対象外（鎌ケ谷市の条例では対象）にされています。鎌ケ谷市はどうしますか？
 - ii) 死者の個人情報は鎌ケ谷市の条例では保護対象です。改正個人情報保

護法では対象外となります。条例のように対象として保護すべきですがどうしますか？

iii) 法律で規定されている要配慮個人情報のほかに鎌ケ谷市独自（条例では思想・宗教が規定されてますが）の「条例要配慮個人情報」に規定すべき個人情報はどのようなものですか？

又、要配慮個人情報の取得等の独自規定は許されないとガイドラインに記載されてますが、個人情報保護にとって必要な規定だと考えます。鎌ケ谷市はどう対応しますか？

iv) オンライン結合の制限について「条例規定を許容しない」とガイドラインは記載してありますが、鎌ケ谷市の条例にはきちんと規定しています。オンライン結合による外部提供をチェックすることは必要なことだと思います。鎌ケ谷市はどう対応しますか？

v) 鎌ケ谷市の条例では多くの事柄について個人情報保護のため審議会の意見を聴くようになっていきます。ガイドラインでは「個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合など典型的に審議会等の諮問を要件とする条例を定めることを許容しない」となっています。

鎌ケ谷市は県への照会回答でも審議会の役割が大切だと回答しています。住民の個人情報保護のためには審議会は重要だと思われます。市はどのようにして審議会の役割をまもり、拡充しますか？

- ④ 個人情報保護委員会のガイドラインは「技術的助言」だと思われませんが、鎌ケ谷市はどう考えますか？もしガイドラインに法的拘束力があると考えらるならその法的根拠ならびに根拠法令はどのようなものでしょうか？教えてください。

各自治体が作ってきた個人情報の保護のために重要な条例がリセットされかねません。住民の情報保護は鎌ケ谷市の役割です。

以上の項目について真摯なご回答を7月12日までに文書でいただきたく存じます。



鎌 広 第 8 1 号
令和4年7月12日

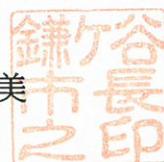
「民主と自治の会」

藤代 政夫 様

渡邊 俊彦 様

戸部 光枝 様

鎌ケ谷市長 芝田 裕美



6月17日付け「申し入れ」について（回答）

令和4年6月17日付けで申し入れのありましたこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 鎌ケ谷市は来年に向けて改正個人情報保護法と市の個人情報保護条例との関係を審議会等にかけて検討していますか？

【回答】

国において、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立及び個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、令和3年に個人情報保護法（以下「法」といいます。）が改正され、個人情報保護制度の法体系が一本化され、全体の所管が内閣府の外局である個人情報保護委員会（以下「委員会」といいます。）に一元化される等の措置が講じられることとなりました。鎌ケ谷市を含む地方公共団体においても、改正法が令和5年4月1日に施行されます。

改正法のうち、一部の事項については地域の実情に応じて地方公共団体の条例で定めることができることから、令和4年度中に改正法の施行条例の骨子案を作成し、パブリックコメントや鎌ケ谷市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」といいます。）への諮問等を行った上で議会に条例案を上程するため、今後の個人情報保護制度のあり方について検討を進めております。

- 2 2000年地方分権一括法により国と市とは対等になりました。通達もなくな

り通知（技術的助言）になりました。鎌ヶ谷市には地方自治の本旨により条例制定権、法令の自主解释权があると理解しますが、その様な理解でよろしいでしょうか？鎌ヶ谷市の考えを教えてください。

【回答】

憲法は、地方自治の本旨を規定し（第92条）、地方公共団体に条例制定権を保障しております（第94条）。そして、平成12年から施行された地方分権一括法によって、地方公共団体に法令の自主解释权があると捉えております。

- 3 2020年10月15日千葉県からの照会「地方公共団体の個人情報保護制度のあり方検討に関する調査」への回答で示された鎌ヶ谷市が考えていることが今回個人情報保護委員会のガイドラインでは「許容されない」ことになりそうなケースが多く出てきています。鎌ヶ谷市は具体的にどう対応するか教えてください。

- (1) 議会が規制対象外（鎌ヶ谷市の条例では対象）にされています。鎌ヶ谷市はどうしますか？

【回答】

改正法において、地方公共団体の機関から議会は除外されております。これは、「国会や裁判所と同様、議会においては、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいことから、法が定める規律の適用対象とされない」と、委員会の作成したガイドラインで説明されております。

委員会からは、議会における個人情報等の取扱いに係る規定を整備する方法として、改正法の施行条例中に「実施機関同様に『議会にも適用する』等の規定」を置くことはできないため、議会に係る「新条例の制定等の別段の措置を講じていただく必要がある」との見解が示されております。

このような状況を踏まえ、議会に係る個人情報保護条例につきましては、本年4月に各議長会から条例（例）が示されており、今後、鎌ヶ谷市議会と市長部局との間で情報共有と連携を図りながら、市議会として個人情報保護条例を作成する予定と伺っております。

- (2) 死者の個人情報は鎌ヶ谷市では保護対象です。改正個人情報保護法では対象外となります。条例のように対象として保護すべきですがどうしますか？

【回答】

現行条例において個人情報は、「個人に関する情報であって、特定の個人が

識別され、又は識別され得るもの」と定義され、その中には死者の情報も含まれております。

改正法では、個人情報として「生存する個人に関する情報」と定義しておりますが、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人にとって「自己を本人とする保有個人情報」に該当し、当該生存する個人による開示請求の対象となるとされております。この場合、本市が保有する各種診療記録や介護保険関係文書、事故や火災等の報告などにつき、遺族の方等からの開示請求が想定される情報の取扱いにつき、整理する必要があります。

死者に関する情報の取扱いにつきましては、個人情報保護制度とは別の制度として基準等を設けることも含め、他自治体等の動向を調査研究しながら方法を検討してまいります。

- (3) 法律で規定されている要配慮個人情報のほかに鎌ヶ谷市独自（条例では思想・宗教が規定されてますが）の「条例要配慮個人情報」に規定すべき個人情報はあるのでしょうか？

又、要配慮個人情報の取得等の独自規定は許されないとガイドラインに記載されてますが、個人情報保護にとって必要な規定だと考えます。鎌ヶ谷市はどう対応しますか？

【回答】

法及び現行条例では、要配慮個人情報として、「(1) 人種、(2) 信条、(3) 社会的身分、(4) 病歴、(5) 犯罪の経歴、(6) 犯罪により害を被った事実等のほか、(7) 身体障害、知的障害、精神障害等の障害があること、(8) 健康診断その他の検査の結果、(9) 保健指導、診療・調剤情報、(10) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索等の刑事事件の事実が行われたこと、(11) 本人を非行少年又はその疑いがある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する事実が行われたこと」を規定しており、改正法施行後も本市における要配慮個人情報の範囲に変更を見込んでおりません。また、現時点では、法と異なる規定を設けるべき特段の事情はないと思料することから、新たな条例案に条例要配慮個人情報を規定することは想定しておりません。内閣官房所管の会議において作成された「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告書」に条例要配慮個人情報の例として挙げられた、LGBTに関する事項、生活保護の受給、一定の地域の出身である事実等を参考に、先々の社会状況の変化等を踏まえつつ必要に応じて既定の追加の要否を検証する方向で、今後、パブリ

ックコメントや審査会の中で検討を行ってまいります。

なお、要配慮個人情報の取得等の独自規定につきまして、法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けたりすることは、法の趣旨に照らし、できないこととされております。その一方で、法（施行令及び規則を含む。）においては、要配慮個人情報について、その情報の性格に照らして、法第68条に基づく漏えい等の報告及び本人への通知並びに法第75条に基づく個人情報ファイル簿の記載について規定が設けられております。これらの規定に従った取扱いが地方公共団体に義務付けられていることから、本市でもこれらの規定を遵守することで、要配慮個人情報を含む個人情報の保護を行ってまいります。

- (4) オンライン結合の制限について「条例規定を許容しない」とガイドラインは記載してありますが、鎌ヶ谷市の条例にはきちんと規定しています。オンライン結合による外部提供をチェックすることは必要なことだと思います。鎌ヶ谷市はどう対応しますか？

【回答】

法においては、オンライン結合を特に対象とする規律はなく、オンライン・オフラインに関わらず、安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる必要があります。

法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨から、オンライン結合として典型的に審議会に諮問する旨を定めることは許容されないこととなっております。一方で、システムを利用する際に、個人情報の取扱いにおける安全管理措置をどのように行うべきかという運用ルールを検討するために審議会に諮問することは許容されることとされております。

オンライン結合による外部提供を行う場合には、必要に応じて法第166条に基づき委員会に助言を求めるほか、市民生活に大きな影響を与える事案につきましては個別判断により審査会に意見を聴くなど、慎重に対応してまいります。

- (5) 鎌ヶ谷市の条例では多くの事柄について個人情報保護のため審議会の意見を聴くようになっております。ガイドラインでは「個人情報保護の取得、利用、提供、オンライン結合など典型的に審議会等の諮問を要件とする条例を定めることを許容しない」となっております。

鎌ヶ谷市は県への照会回答でも審議会の役割が大切だと回答しています。住民の個人情報保護のためには審議会は重要だと思われます。市はどのようにして審議会の役割をまもり、拡充しますか？

【回答】

基本的な方向性として、本市における情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を図るために設置している「鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会」につきましては、典型的に審議会等の諮問を要件とすることはできないこととなりますが、法施行後も制度の運用にあたり、必要に応じて第三者の立場からの中立的かつ専門的な知見に基づく意見を求めるとともに、開示請求に係る行政不服審査法に基づく審査請求に当たり、引き続き諮問機関としての役割を継続させてまいります。

- 4 個人情報保護委員会のガイドラインは「技術的助言」だと思われませんが、鎌ヶ谷市はどう考えますか？もしガイドラインに法的拘束力があると考えたらその法的根拠ならびに根拠法令はどのようなものでしょうか？教えてください。

【回答】

ガイドラインの記載によりますと、「地方公共団体に適用される部分については、地方公共団体に対する技術的な助言としての性格を有するものである。ただし、本ガイドラインの中で、「しなければならない」、「してはならない」及び「許容されない」と記述している事項については、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人についても、これらに従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある。」とされており、その具体的な法的根拠及び根拠法令は特に示されておりません。

このような中、本市は、今回の法改正の趣旨のひとつである「社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立」の必要性と意義を認識しつつも、本市の現行条例の目的である「個人の基本的人権の擁護を図るとともに、市政に対する信頼の確保に資する」ことも大変重要であると考えております。

今後も、個人情報保護の施策を後退させることがないよう、自主性をもって法を運用し、必要に応じて本市の審査会への諮問や委員会の動向の確認を行いながら、適切な個人情報保護制度の運用に努めてまいります。